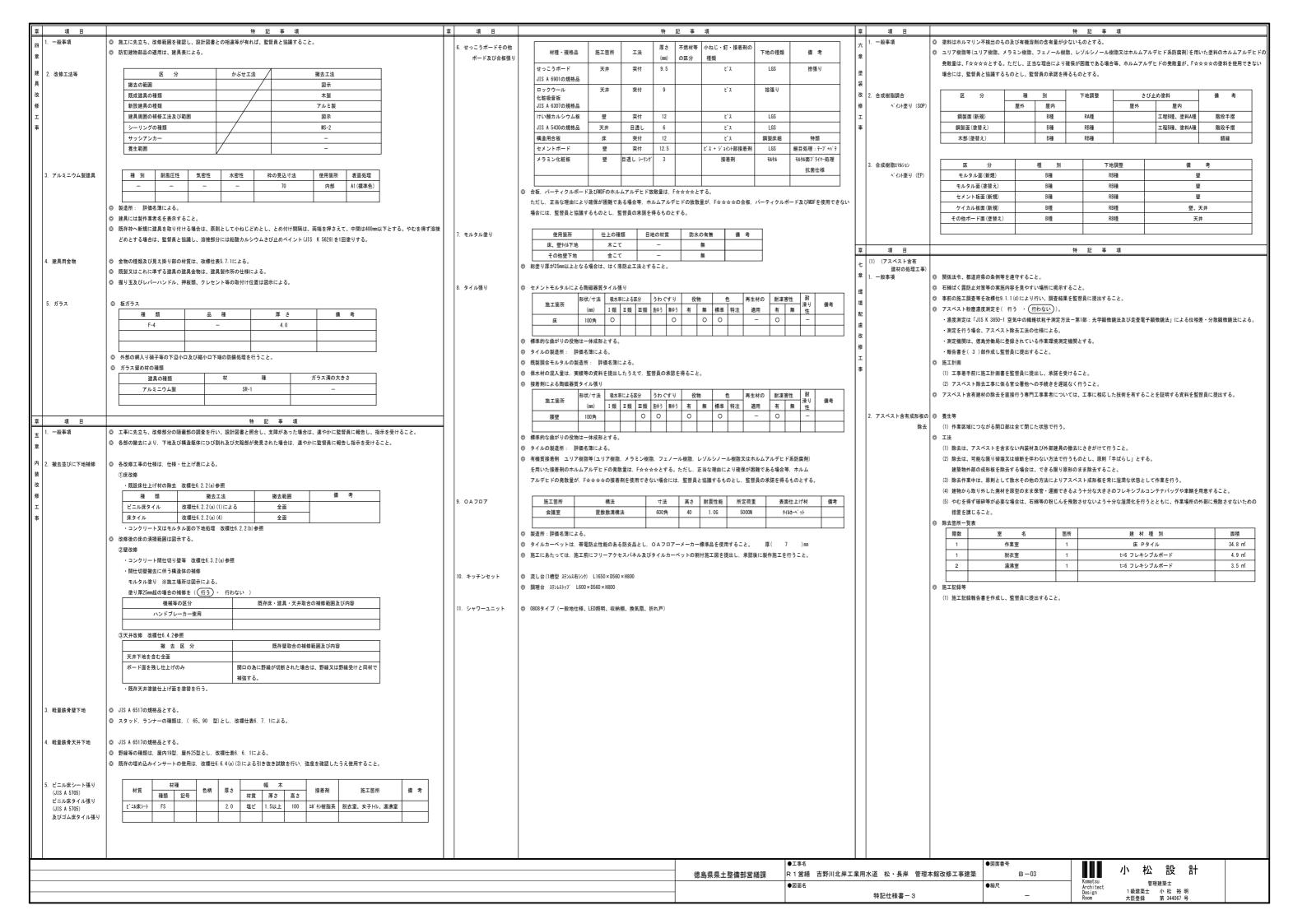
R 1 営繕 吉野川北岸工業用水道 松·長岸 管理本館改修工事建築

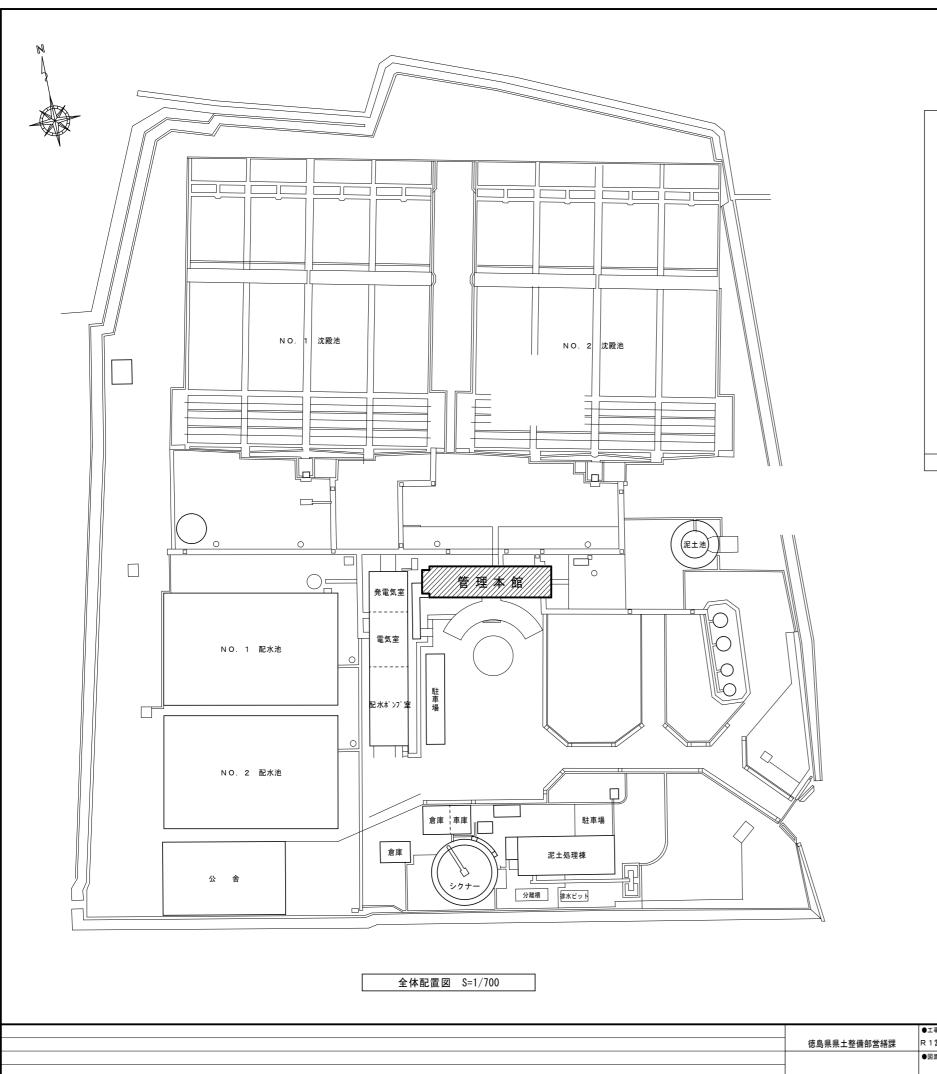
		図 面	IJ	スト				
図番	図 面 名	縮尺	図番	図 面 名	縮尺	図番	図 面 名	縮尺
	表紙、図面リスト	_	B-21	改修 建具配置図	1/100	C-04	改修 1階平面図	1/100
B-01	特記仕様書-1	_	B-22	建具リスト	1/100	C-05	改修 2階平面図	1/100
B-02	特記仕様書-2	_	B-23	2階会議室OAフロア割付図(参考)	1/100	C-06	支障物件確認図	1/100
B-03	特記仕様書-3	_	B-24	支障物件確認図	1/100			
B-04	付近見取図、全体配置図	1/700						
B-05	配置図	1/100	E-01	電気工事特記仕様書	_			
B-06	内部仕上表	_	E-02	現況 1階平面図(電灯配線図)	_			
В-07	現況 平面図	1/100	E-03	現況 2階平面図(電灯配線図)	1/100			
B-08	改修 平面図	1/100	E-04	改修 1階平面図(電灯配線図)	1/100			
B-09	現況 断面詳細図	1/50	E-05	改修 2階平面図(電灯配線図)	1/100			
B-10	改修 断面詳細図	1/50	E-06	現況 平面図(コンセント・弱電配線図)	1/100			
B-11	現況 天井伏図	1/100	E-07	改修 平面図(コンセント・弱電配線図)	1/100			
B-12	改修 天井伏図	1/100	E-08	現況 平面図 (幹線・動力配線図)	1/100			
B-13	トイレ平面詳細図、土間スラブ伏図	1/50	E-09	改修 1階平面図(幹線・動力配線図)	1/100			
B-14	現況 展開図ー1	1/100	E-10	改修 2階平面図(幹線・動力・盤配線図)	1/100			
B-15	現況 展開図-2	1/50		(OAコンセント配線図)				
B-16	現況 展開図一3	1/50	E-11	支障物件確認図	1/100			
B-17	改修 展開図一1	1/100						
B-18	改修 展開図ー2	1/50	C-01	空調工事特記仕様書	_			
B-19	改修 展開図一3	1/50	C-02	1階平面図	1/100			
B-20	現況 建具配置図	1/100	C-03	2 階平面図	1/100			

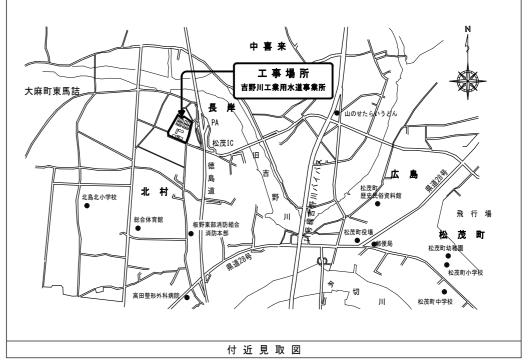
	課	長	副課長	課長補佐	係	長	課	員	担	当
徳島県県土整備部営繕課										

	1 営繕 吉野川北岸工業用水道 松・長岸 管理本館改修工事建築	章 項目	○ 単注字件 丁東期間	h 空会運搬去得1、丁東F	特 記 事 項 区域およびその周辺の監視あるいは連絡を行い安全を	: 124/P + Z L + 1 13		項 目	(2) 「旧卒士廿」 しけ	「结自用巾の赤井で套	特 記 事 項 『成した木材』のことであり、「徳島県内の森林で育成した木	サ: bitカのことでも Z
 工事場所 本 	了百元 口封川北洋上京市小坦 位,双汗 自任平均以际上中建策 野郡松茂町長岸			平、女主巡祝を1Jい、工争に 機材の保管状況等について≒		「恒床すると共に、上	争坑場における監経				a成した不利」のことであり、「100mmの MMで目成した不 あることが「産地認証」された木材	例」とは火いことである。
. 敷地面積	er terminan i servi i				♥式)の提出を求められた場合には、速やかに提出す	けること。					成したことが確認された木材	
	修部分面積:255.97㎡											を使用できない理由を記載した書面及
	イレ全面改修	4. 工事現場管理	◎ 工事現場には、営繕	課指定の工事標識を監督員 の	の指示に従って見やすい場所に設けること。工事標識	歳については、原則と	して徳島県産木材を用いた		確認資料を事前に監	监督員に提出し、承諾を	- 得なければならない。	
1	下、作業室、会議室等模様替え		木製品を使用するも	のとする。また、県産木材の	カ取扱いについては、「6. 材料・製品等-◎県産木材	オの使用」を準用する。			(4) 受注者は、県産木林	オを使用する前に、徳島	場果木材認証機構から発行される「産地認証」証明書の写しに	より県産木材であることを示す書類を
1	部建具一部取り替え		◎ 受注者は、本工事に	おいて使用する工事看板・	パリケード等については、県産木材を用いた木製品	を優先して使用するよ	こう努めなければならない。		監督員へ提出しなり	ければならない。		
i. 工事区分	築工事		県産木材を使用した	場合、受注者は、工事完了	後「木材使用実績報告書」(電子データ)を監督員へ提	是出しなければならな し	v.		(5) 県内の森林から直接	調達するなど、前項に。	より難い場合は木材調達先の産地及び相手の氏名等を記入した	と書類を監督員へ提出しなければなら
5. 工 期 🗆	事完成期間は令和 年 月 日とする。		◎ 発生材の処理等は、	次により適正に行う。					◎ 製材等(製材、集成材、	合板、単板積層材)、フ	7ローリング、再生木質ボード(パーティクルボード、繊維板、	木質系セメント板)については、合法
			(1) 工事による発生	材のうち、文化財保護法に	基づく物及び有価材と判断される物については、報告	長及び引き渡しを要す	ō.		に係る確認(「産地認証	」及び「品質認証」を含	含む。)が行われたものを使用する。ただし、機能上、需給上	など正当な理由により確保が困難であ
			1		の再生資源化等に関する法律、資材の有効な利用の仮		I				: し、監督員の承諾を得るものとする。	
Ⅱ 建築改修工事			1		関係法令等に従い処理すること。受注者は、工事で発		I				こついての合法性に係る確認は、林野庁作成の「木材・木材製	
			1		青掃に関する法律第12条の規定を遵守すること。図書		ついては、監督員(契約書に				行うものとし、監督員に合法証明書を提出するものとする。た	
項 [特記事項			をいい、標仕の規定による類	場合は監督職員と読み替える、以下同じ。)に報告し	. 指示を仰ぐこと。					に係る合法性の確認については、平成18年4月1日の時点で原	
_ 1. 適用基準等	 図面及び特記仕様に記載されていない事項は、すべて国土交通大臣官房官庁営繕部監修の下記による。 ① 公共建築工事機準仕様書(建築工事機)(平成 28 年版)(以下「標仕」という。) 		(3) 処理場	処分許可業者の	所在地	運搬距離	処分費				ことを記載した場合には、上記ガイドラインに定める合法な木 工法は、監督員の承諾を受けて、当該製品の仕様及び指定工	
1	② 公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編)平成 28 年版(以下「改標仕」という。)		種類	会社名	処分地	(km)	(円) (税抜)		◎ 県内産資材の使用	\$ 0 -1970 (\$ 10 A1 0) II 1% -	工点は、重目貝の外面を又口て、コの表面のは深及び指定工	/AIC & 00
-	③ 建築工事標準詳細図 (平成 28 年版)			宮崎基礎建設(株)	鳴門市大麻町三俣字津久田61番地1	(100)	(11) (0000)			外の建設資材を使用する	5工事を施工する場合、原則として県内産資材を使用しなけれ	ばならない。ただし、特段の理由があ
Ř	④ 公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)(平成 28 年版)		コンクリート(無筋)	☆優良認定業者(中間処分)		3. 9km	1,000円/t				事については、県内産資材を優先して使用するよう努めるもの	
Ę	⑤ 公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)(平成 28 年版)			(有)川上組砕石	徳島市下町本丁92-1						について、県内産資材以外の資材を使用する場合は、県内産資	
<u>á</u>	◎ 本工事のうち電気工事及び管工事について、下請業者を使用する場合は、工事の施工に十分な能力と経験を有したものを選定すること。		コンクリート(有筋)	(中間処分)	鳴門市瀬戸町明神字中山38-1	8. 8km	550円/t		及び確認資料を事育	前に監督員に提出し、承	な話を得なければならない。	
	◎ 設計図書の優先順位は、次の順とする。			(株) フクブル	德島市上八万町田中1148番地1	47.0	0.70077.4		(3) 受注者は、工事完了	了後、請負金額が500万円	円以上の工事において、「建設資材使用実績報告書」を監督員	員に提出しなければならない。
i	(1) 質問回答書((2)から(5)に対するもの)		ガラス		德島市上八万町田中1148番地	17. 0km	3,700円/t		県内産資材(次のい	ずれかに該当するもの))	
	(2) 補足説明書		±#/	(有)徳島興産	徳島市津田海岸町2番90号	10 01-	10 0000		① 材料の主な部	分を県内産出の原材料を	を使用している製品	
	(3) 特記仕様書		木材	☆優良認定業者	徳島市津田海岸町2番90号	13. 9km	10,000円/ t		② 徳島県内のエ	場で加工、製造された	>>>	
	(4) 図面		廃プラ	(株)丸八木村商店	吉野川市鴨島町鴨島652-1	26. 4km	10,000円/m³		注1 部材、部品が	が県外製品であっても、	県内の工場で加工、製造した製品(二次製品)であれば県内産	資材として取り扱う。
	(5) 公共建築改修工事標準仕様書(平成 28 年版)等		焼ノフ	☆優良認定業者	吉野川市鴨島町鴨島652-1	∠0. 4KM	10, 000() / m ⁻		注2 県内企業が県	県外に立地した工場(自社	社工場)で加工、製造した製品も県内産資材として取り扱う。	
	◎ 施工条件は次による。		石膏ボード	(財) 徳島県環境整備公社	板野郡松茂町豊久字朝日野6番の地先	7. 0km	22,800円∕t		注3 公共建築工事	事標準仕様書そのた関連	重する示方書等の基準を満たす資材、製品であること。	
	・工程については、施設管理者と協議の上決定すること。		コドルート	(徳島東部)	板野郡松茂町豊久字朝日野6番の地先	I. UKIII	22,000円/ T		◎ 県内産再生砕石の原則係	使用		
	・その他の詳細な施工条件については、実施工程表及び総合施工計画書の作成時に施設管理者と協議の上決定し、適宜相互に日程の調整及び確認を		アスベスト含有	(株)明和クリーン	三好市山城町寺野字大休場956	92. 2km	20,000円/m³		受注者は、再生砕石を依	吏用する場合、県内の再	耳資源化施設(廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法	律第137号)第15条第1項に基づく許可
	行う。		成形板等		三好市山城町寺野字大休場956	V2. 2.00	20,000 37		する施設(同法第15条の2	2の5第1項に基づく変更の	の許可において同じ。))で製造された再生砕石を原則として(使用しなければならない。
	◎ 本工事で使用する建設機械は、「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規定(国土交通省告示 平成13年4月9日改正)」に基づき指定された建設		有価材:サッシア	ルミ					◎ 受注者は、徳島県内に主	主たる営業所を有する者	きから調達した建材等 (県内企業調達建材等) を優先して使用す	るよう努めなければならない。なお、
	機械を使用するものとする。現場代理人は、施工現場において使用する建設機械の全景及び型番等、同規程に基づき指定された建設機械であることが		上記以外の許可	業者の処分場で処分してもま	差し支えないが、増額変更の対象とはしない。また、	この場合、処分単価の	の見積書の提出を求め、減額		企業調達建材等以外を依	吏用する場合は、県内企	≧業調達建材等を使用しない理由を記載した理由書を監督員に	提出しなければならない。
	分かる写真を監督員に提出するものとする。ただし、同規程に記載されていない機種、規格の建設機械により施工する場合はこの限りでない。		1		揚が徳島県優良産業廃棄物処理業者(以下、「優良産		I					
	なお、同規程に基づき指定された建設機械を現場に供給するのが著しく困難な場合は、監督員と協議する。ただし、騒音規制法、徳島県公害防止		1		築処分業者に変更すること。ただし、諸般の事情によ	より優良産廃処分業者」	以外の処分場で処分を行う				≧する所要の品質及び性能を有するものとし、次の(1)から(5)	
	条例等の関係法令を遵守するものとする。			を監督員に提出すること。				材料等			レ、集成材、単板積層材、MDF、パーティクルボード、その他の	D木質建材、ユリア樹脂板及び仕上げ:
	◎ 本工事に使用する土工機械は、「排出ガス対策型建設機械指定要領(平成3.10.8 建設省経機発第249号最終改正 平成14.4.1 国総施第225号)」に		1		出先については、中間処理施設のみとする。木材につ	Oいては、50kmの範囲P	内にある木材再資源化施設				き散が極めて少ないものとする。	
	基づき指定された排出ガス対策型建設機械とする。ただし、排出ガス対策型建設機械を使用できない場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題		への搬出を原則								ドヒド及びスチレンを発散しないか、発散が極めて少ないもの	
	「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」、又はこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査証明事業、あるいはこれと同等の開発		1		あたっては、建設発生土は建設発生土搬出調書、産業 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		I				タル酸ジー2-エチルヘキシルを含有しない揮発性の可塑剤を	使用し、ホルムアルデヒド、アセトア
	目標で実施された建設技術審査証明により評価された排出ガス浄化装置を装着することで排出ガス対策型建設機械と同等とみなすが、これにより難い		1		もに、監督員に建設発生土搬出調書 (様式3) を提出した	なければならない。な	こお、監督員等の指示があっ				ごンを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。	
	場合は、監督員と協議するものとする。なお、排出ガス対策型建設機械あるいは排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用する場合、現場代理人は			産業廃棄物管理票の写しを打							テシレン、エチルベンゼンを発散しないか、発散が極めて少な	
	施工現場において使用する建設機械の全景及び型番等が分かる写真を監督員に提出するものとする。				等に関する法律(建設リサイクル法)施行令第2条で規						作られた家具、書架、実験台、その他の什器等は、ホルムアル	レデヒドを発散しないか、発散が極め
	◎ 本工事で使用する建設機械(労働安全衛生法により特定自主検査が義務づけられている建設機械)は、1年以内毎に1回特定自主検査を実施済みの機械を				ート(2次製品含む)、土砂、砕石又は加熱アスファル		I .		少ないものとする。			
	使用し、その検査証明書(検査記録表)のコピーを使用工種の施工計画書に添付し提出すること。		1		統合システム(以後CREDASと表記)により作成し(様式)	又は様式 -2)、監督!	貝に電子アータにより提出	0 #		realor make	- 구소사선스미노스스프로구호로다. 당성당소비스미노 아	カは光発剤・明い人とコーマ本に連集
	◎ 受注者は、本工事の一部を下請に付する場合には、徳島県内に主たる営業所を有するものの中から優先して選定するように努めなければならない。 **********************************		しなければなら		キ / NTT「次次七払利用担保付」しいこ) にせぶ /	/ 冲机会 /	ナにこ本の五件次次の利田に	8. 施 工		できないので、疑問な点	意、その他打合せ決定を要する事項は、監督員の出向いた時、	又は宮結課へ問い合わせ、工事に遺派
	なお、徳島県内に主たる営業所を有するもの以外と下請契約する場合は、県内業者を選定しない理由を記した理由書を事前に発注者に提出しなければ				津(以下「資源有効利用促進法」という。)に基づく (H3.10.25建設省令第19号)第8条で規定される工事。				いようにすること。	1.四書に従って由事に佐	マナナフェル・アヤムシャン・サイス 日 コナ 日ムル・マ本 が先に	ネッマキ - マ+ 田+Mかエ声 ナ会+
	ならない。				(n3.10.23建設省市第19号) 第0架 (規定される工事: れる工事(以下「一定規模以上の工事」という。)						E工すること。不都合な工法等を発見した場合は、工事が進行 受注者の責任において実施し、それに要する費用は受注者の	
2. 工事関係図書	◎ 施工に先立ち、実施工程表、工事の総合計画をまとめた施工計画書及び工種別施工計画書を作成し、監督員に提出すること。				・れるエ争(以下「一足規模以上の工争」という。)) を工事現場に搬入する場合には、(一財)日本建設情		- 1		ので、注意して施工する● 他工事と取り合い区分		文注句の員任において美胞し、てれに安する資用は文注句の	貝担 とする。
2. 工争民际囚告	● 応上に元よう、天地上住衣、エデの約日前回とまとのに応上前回音及び上住が応上前回音と下成し、五百貝に提出すること。⑥ 上記の施工計画書には、「地下埋設物等の近接作業に関する事項」を設けること。		1		をエ争現場に版入する場合には、(一別) 日本建設 if 資源利用計画書を作成し、監督員の確認を受けなけれ		故制性物情報又揆クヘノム		項		建築工事 電気工事 管 工 事 空調工事	Z O #h
	○ 施工図、現す図、見本等は、監督員の指示により、速やかに監督員に提出して、承諾を受けること。				に属する事業を行う者の指定副産物に係る再生資源の		判断の其准とかるべき車値を		梁, 壁, 床スリー		O O O	- C 00 IE
	◎ 記上回、次り回、元不守は、重日火が出かれるが、たまれれた重日火に使出して、外頭と大りもこと。				規定される工事、又は一定規模以上の工事において、				同上穴埋補修	7,40	0 0 0	
3. 安全衛生管理	◎ 工事関係図書及び監督員から指示された事項等については、施工に携わる下請人にも十分周知徹底すること。				, 建設汚泥又は建設混合廃棄物を工事現場から搬出す				床、天井点検口		0	
, X=1,1=0.1	◎ 工事現場における現場代理人、監理技術者、主任技術者の確認のため、名札を着用すること。		1	、監督員の確認を受けなけれ			717		設備機器天井開口	墨出	0 0 0	
	◎ 工事現場の安全衛生管理については、労働安全衛生法等関係法令等に従って行うこと。				・・・・・ 用促進計画書を作成した場合には、工事完了後速やか	NICOBRISIE!	り再生資源利用実施書及び		同上切込み及び		0	
	○ エ事の施工に伴う災害及び公害の防止は、建築基準法、労働安全衛生法、騒音規制法、振動規制法、大気汚染防止法、建設工事公衆災害防止対策要綱			施書を作成し、監督員に提出					給排気ガラリ取り		0	
	(平成5年1月12日建設省建経発第1号)、建設副産物適正処理推進要綱(平成5年1月12日建設省建経発第3号)その他関係法令に従い適切に処理すること。				カ供給元及び搬出する副産物の搬出先について、そ <i>の</i>	D施設名、施設の種類	及び住所を必ず入力しなけ					
	◎ 受注者は、工事の施工箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物について工事(仮囲い等仮設材設置を含む)着手までに調査を行い、支障が存在		1		生コンクリート及び購入土を除くものとする。			9. 技能士の適用	◎ 技能士の適用については	は、次の技能検定作業(リ	以下、「作業」という。)のうち各工事毎に適用する作業を指	定するものとする。
	する場合には、「支障物件確認書」を監督員に提出し、監督員の確認を受けてから工事着手すること。								技能士は、職業能力開発	発促進法による一級技能	に士又は二級技能士の資格を有する者とし、資格を証明する資	料を監督員に提出すること。
	◎ 地下埋設物への影響が予想される場所では、施工に先立ち、原則として試掘を行い、当該埋設物の種類、位置(平面・深さ)、規格、構造等を確認し	5. 施工調査	◎ 本工事の着手時に、	給排水, ガス管, 地下埋設物	物等の調査を行う。調査期間は 2 週間とする。				技能士は、適用する工事	事作業中、1名以上の者だ	が自ら作業をするとともに、他の技能者に対して、施工品質 <i>の</i>)向上を図るための作業指導を行うこ
	なければならない。		切り回し時期につい	ては、施設管理者と協議する	ること。				技能士は、氏名、検定期	^{哉種} 、技能士番号等県が	『指定した内容を記載した名札等により、資格を明示するもの	とする。
	© 受注者は、工事箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物に対し、支障を及ぼさないような措置を施さなければならない。万一、損傷を与えた		○超け前に十年江は昨日	生一並ベノマッパッ:生へも	寺定建築材料に該当するものが使用されていないか 訓	本			なお、指定のない作業に	こついてもその活用を図	引るよう努めることとする。	
	場合は、ただちに監督員に報告するとともに、施設の運営に支障がないよう受注者の負担でその都度補修又は補償すること。				可に姓来物付に該当りのものが使用されていないが服	明正し、			〇印・・・適用作業			
	© 受注者は、重量が100kg以上のものを貨物自動車に積む作業(ローブ掛けの作業及びシート掛けの作業を含む。)又は貨物自動車から卸す作業		あれば監督員の指示に	K) _ C.					工事種目	技能検定職種	技 能 検 定 作 業	
	(ローブ解きの作業及びシート外しの作業を含む。) を行うときは、当該作業を指揮する者を定め、監督員に報告しなければならない。	6. 材料・製品等	◎ 本工事に使用する建	築材料等は、設計図書に規定	定する所要の品質及び性能を有するものとし、JIS又	はJASマーク表示のなり	い材料及びその製造		建具	建具製作	· 木製建具手加工作業	
	◎ 受注者は、機械等を貨物自動車に積み込む作業又は貨物自動車から卸す作業を行う場合は、当該作業を指揮する者を定め、指揮者の合図により行わ		業者等は、次の(1)カ	ら(3)の事項を満たすもの。	とする。						- 木製建具機械加工作業	
	なければならない。また、作業状況について、写真等の資料を整備及び保管し、監督員の請求があったときは、直ちに提示しなければならない。			:関する試験データが整備さ							・アルミ製室内建具製作作業	
	◎ 受注者は、輸送経路等において上空施設への接触事故を防止するため、重機回送時の高さ、移動式クレーンのブームの格納、ダンプトラックの架台の		(2) 法令等で定める	許可、認定又は免許を取得	していること。					サッシ施工	・ ビル用サッシ施工作業	
	下ろし等について、走行前に複数の作業員により確認しなければならない。		1	実績があり、その信頼性が					塗装	塗装	・建築塗装作業	
	◎ 受注者は、移動式クレーンを使用する場合は、上空施設への接触事故防止装置(ブームの格納忘れを防止(警報)する装置、ブームの高さを制限する				のは、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「建築材料		- 1		内装	内装仕上げ施工	・ 鋼製下地工事作業	
	装置等)付きの車両を原則使用しなければならない。なお、令和元年度末までは経過措置期間とするが、この期間においても接触事故防止機能付きの		1		(以下「建材等」という) の発注の際には、発注前に	こ、「生コンクリート(使用承諾願」、「材料使用				・ ボード仕上げ工事作業	
	車両を使用するよう努めるものとする。			用承諾願」を監督員へ提出し								
1	◎ 休日、夜間に作業を行う時は、事前に「休日・夜間作業届」を監督員に提出すること。		1		の工事において、「木材使用実績報告書」(電子デー	-タ)、「建設資材使用	用実績報告書」					
	◎ 受注者は、工事用車両による土砂、工事用資材、機械等の輸送を伴う場合は、関係機関と打合せを行い、交通安全に関する担当者、輸送経路、輸送期間のでは、対している。			皆員に提出しなければなられる	iv.							
	間、輸送方法、輸送担当業者、交通誘導員の配置、標識、安全施設等の設置場所その他安全輸送上の事項について計画を立て、災害の防止を図らなけ		② 県産木材の使用									
			1 (4) #3 Na Astri	日め物及び生中伝染ですせる	を使用する場合並びにコンクリート打設用型枠を使用	日すス提会 佰則レー	で世産太夶を体田 かけれげ	1	1			
	ればならない。特に、輸送経路にある既設構造物に対して損害を与えるおそれがある場合は、当該物件およびその位置と必要な措置について工事着手					II TO MILL WATER	(水圧が何と区川 ひなけれる					
				し、特段の理由がある場合					1	7. 4. 7.		ı
	ればならない。特に、輸送経路にある既設構造物に対して損害を与えるおそれがある場合は、当該物件およびその位置と必要な措置について工事着手				こはこの限りでない。	•	工事名	귀사꿈 사. 토브 ᅉᅲᅲ		図面番号	┃┃┃ 小松 段	計
	ればならない。特に、輸送経路にある既設構造物に対して損害を与えるおそれがある場合は、当該物件およびその位置と必要な措置について工事着手					●: 営繕課 R		用水道 松・長岸 管理		B-01	小 松 設	: 計

章 項目	特 記 事 項	章 項目	特 記 事 項	章 項目	特 記 事 項
	○ 設計図書(各施工計画書を含む)に定められた工程が完了した時、報告書を提出し、監督員の検査等を受け、承諾を受けて次の工程に進むこと。	14. 瑕疵補修	○ 徳島県公共工事標準請負契約約款第41条第2項に基づくの瑕疵の補修又は損害賠償の請求期間は((1年)・2年)とする。		○ 材料は、市場品とする。
	◎ 試験等によらなければ、確認できない工事(製品)については、試験等計画書(施工計画書に記載)を提出し、監督員の承諾を受け試験を行い、その		ただし、その瑕が受注者の故意又は重大な過失により生じた場合には、当該請求を行うことができる期間は10年とする。	主 捨コンクリート地業等	
草	新果を報告し承認を得ること。 ・		A STATE OF THE STA	草	・厚さが300mを越える場合は、300mmごとに締固めを行う。
_	◎ 次表により中間検査の対象工事となった場合は、原則として次表の実施回数の中間検査を実施するものとする。	15. デジタル工事写真の	◎ 受注者は、デジタル工事写真の小黒板情報電子化の実施を希望する場合は、監督員の承諾を得たうえで、デジタル工事写真の小黒板情報電子化対象	âs.	・砂利は、(切込砂利 ・ 切込砕石) ・ 再生クラッシャラン)とする。
ér.				# I	
版	ただし、工事検査員が必要と認める場合はこの限りでない。	小黒板情報電子化		14	種 別 使用部位 厚 さ 粒度範囲
井	当初請負対象額 一般入札工事 低入札工事等		◎ 対象工事は、徳島県CALS/EGホームページ掲載の「デジタル工事写真の小黒板情報電子化の運用について(県土整備部)」に記載された全ての内容を	<u> </u>	切込砕石 土間スラブ下 100 0~40mm
通	3 千万円未満 — 1 回		適用することとする。	事	・締固めは、ランマー3回突き、振動コンパクター2回締め又は振動ローラー締めとする。締固めによる凹凸は目つぶし砂利で上均しをする。
事	3 千万円以上 5 千万円未満 - 2 回				◎ 締め固め機械の選定に当たっては、地質の状況を検討し監督員の承諾を得ること。
項	5 千万円以上 1 億円未満 1 回 2 回	章 項目	特 記 事 項		
	1億円以上 2 回 3 回	_ 1. 一般事項	◎ 着工に先立ち、敷地境界、既存構造物及び地下埋設物の確認、近隣建築物及び工作物の現状確認、排水経路及び配水管の流末処理の確認並びに敷地		◎ 床下防湿層は、ポリエチレンフィルム厚さ0.15mm以上、重ね合せ及び基礎梁際ののみ込みは250mm、断熱材のある場合ののみ込みは400mm以上とする。
	(注) 低入札工事等とは、低入札価格調査工事の調査基準価格を下回って落札した工事をいう。	-	周辺の状況確認を行うこと。		◎ 防湿層の位置は、土間スラブの直下とする。
	◎ 中間検査の実施時期は、当該工事の工程を考慮し、施工上の重要な時点で行うものとし、契約締結後、速やかに監督員と協議すること。	草	Man Provide City - av		
		版 2. ベンチマーク	◎ 新弘内 本語台は一時報品の松二により第二十7	(2) (鉄筋工事)	
	● 中间検査が即が4機宜と同時期になる場合は、中间検査を有略することができる。	in 2. 12. 12. 12. 12. 12. 12. 12. 12. 12.	◎ 設計癿の設定は、監督員の指示により決定する。	1. 材料	規格番号 規格名称 種類の記号 径(mm)
		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·			JIS G 3112 鉄筋コンクリート用棒鋼 SD295A 10、13
11. 完成図等	◎ 電子納品:対象	工 3. 足場等	◎ 仮設機材及び経年仮設機材の使用については、次の規格又は認定基準(以下「規格等」という。)に適合するものを使用すること。		
	© 提出書類	\$	①労働安全衛生法に基づく構造規格	2. 材料試験	◎ 材料試験は行わない。ただし、規格証明書を提出し、監督員の承諾を得ること。
	・竣工図 (製本 3 部 、 電子データ 2 部) (A4 ・ A3 ・ A2 ・ 原図版)		②(社)仮設工業会の認定基準	2. 10110440	THE PROPERTY OF THE PROPERTY O
	・工事写真 (写真帳 1 部 (着手前) ・ 工事中 ・ (竣工) 、電子データ 2 部)		また、厚生労働省の「経年仮設機材の管理指針」の基づく(社)仮設工業会の「適用工場制度」による登録工場及び指定工場等の活用に努めるととも		
	・使用材料一覧表 (1 部、電子データ 1 部)		に、前記規格等に定めるもの以外の使用に当たってはあらかじめ強度等を確認した書類を監督員に提出し、承諾を得ること。	3. 加工及び組立て	◎ 鉄筋の継手は(重ね継手 ・ ガス圧接継手 ・ 特殊継手)とする。
	・保全に関する資料		□ 労働安全衛生法第88条に基づき、労働安全衛生規則別表第7に掲げる機械等(組立から解体までの期間が60日未満を除く)の設置や移転、変更を行う		◎ 結束線の端部は内側に折り曲げる。
	◎ 竣工図は関係図面を修正して作成すること。		場合は、30日前までに所轄労働基準監督署長に届け出をおこなうこと。		
				4. 配筋検査	◎ 主要な配筋は、コンクリート打込みに先立ち、種類、径、数量、かぶり、間隔、位置等について、監督職員の検査を受ける。
	竣工図データは、関係図面(データ貸与)を修正して作成し、PDF形式、SFC形式及びオリジナル形式をCD-Rに保存する。		届け出をおこなった場合は、監督員に報告すること。		
	◎ 工事写真はしゅん工、着工前、資材、施工状況の順に整理する。しゅん工については、工事目的物の状態が、また、資材、施工状況について		届け出不要の場合は、その旨監督員に報告すること。	5. あと施工アンカー工車	◎ 埋込み配管等に当たった場合は、直ちに穿孔を中止し、監督員に報告し指示を受けること。
	は、不可視部分の出来形が、写真で的確に確認できること。		◎ 労働安全衛生法第88条に基づく届け出の要否に関わらず、足場を設置する場合は、使用開始前に営繕課指定の足場チェックリストを用いて点検した		● 鉄筋等に当たった場合は、穿孔を中止し、付近の位置に再穿孔を行うこと。中止した孔は、モルタルで充てんすること。
	◎ 工事写真の撮影は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「営繕工事写真撮影要領」によること。		後、監督員の確認を受けること。		
	区分サイズ		◎ 受注者は、高さが2m以上の箇所で作業を行う場合は、墜落防止に留意し、作業日毎に「墜落防止チェックシート」を活用して点検を行い、その記録を		
	着 エ 前 カラー、手札版又はサービスサイズ		保管すること。		◎ 接着系アンカーとする。
	エ 事 中 カラー、手札版又はサービスサイズ		□ 内部足場(種類: 脚立足場 、仕様: 枚布、D= cm)		
	竣 エ カラー、手札版又はサービスサイズ		(種類: 階段足場 、仕様: 枚布、D= cm)	(3) (コンクリート工事)	
	③ 工事元成機影は、専門家に (よる · (よらない)) ものとする。			1. 一般事項	◎ 設計基準強度
			◎ 仮囲いを設置する場合は、設置後に「営繕課発注現場安全再確認シート」を活用して点検を行い、その記録を保管すること。		コンクリートの種類 設計基準強度 調合管理強度 スランプ 強度試験の有無 種別 気乾単位容積重量 適用箇所
	◎ 受注者は、建築工事を施工する場合、原則として「徳島県電子納品運用ガイドライン【建築工事編】」に基づいて調査、設計、工事などの各業務段階		◎ 仮囲い(仕様: A型バリケード)		Fc (N/mm²) Fn (N/mm²) (cm) (t/m³)
	の最終成果を電子成果品として納品(以下「電子納品」という。)すること。		◎ 足場等の設置業者は、別契約の関係受注者に無償で使用させること。		普通 21 24、27 18 無 2.3 土間
			◎ 受注者は、つり足場(ゴンドラのつり足場を除く。)、張出し足場又は高さが5メートル以上の構造の足場の組立て、解体又は変更の作業において、		◎ 構造体コンクリートの調合管理強度は、設計基準強度(Fc)に構造体強度補正値(S)を加えた値とする。
12. 火災保険	◎ 対象物		材料、器具、工具等を上げ、又はおろすときは、つり綱、つり袋等を労働者に使用させなければならない。また、作業主任者を選任し、その氏名、		
	工事目的物及び検査済材料(支給材料を含む)について付保すること。		職務を掲示すること。		なお、構造体強度補正値(S)は、標仕 表6.3.2によりセメントの種類及びコンクリートの打込みから材齢28日までの予想平均気温に応じて定める。
	◎ 付保除外工事				
	次に掲げる単独工事については、付保を除外できる。	4. 養 生	□ 既存部分の養生範囲は図示による。(養生方法: 外部・・・鉄板敷き 内部・・・ブルーシート、ベニヤ等)	2. コンクリートの仕上がり	│ ◎ コンクリート部材の位置及び断面寸法の許容値は、標仕表6.2.3による。
	(1) 杭及び基礎工事 (2) コンクリート躯体工事		WITH MANY OF THE PARTY OF THE P		◎ 合板せき板を用いる打放し上げの種別は(A ・ B) ・ C)種とする。
		5	○ 四十五→10□/ □+7 (□+5·) 조→0 △ / →□ ←□		◎ コンクリートの仕上がりの平たんさは、標仕表6.2.5による。
	(3) 屋外付帯工事 (4) その他実状を判断の上、必要がないと認めた場合(外壁補修工事等)	5. 工事用用水、電力等	◎ 既存電力利用(出来る・ ・ 出来ない)、電力料金(有價・無價)		
	◎ 付保する時期及び金額		◎ 既存用水利用(出来る・・ 出来ない)、用水料金(有價・無價)	3. 普通コンクリート	© セメントの種類は、((普通ポルトランドセメント)・ 混合セメントA種 ・ 高炉セメントB種 ・ フライアッシュセメントB種)とする。
	鉄筋コンクリート造の場合は躯体工事完了時に、木造及び鉄骨造の場合は基礎工事完了時に、請負金額相当額を付保する。また、模様替え工事等に		ただし、施設管理者と協議すること。		◎ 骨材は、標性6.3.1(b)による。
	ついては、工事着手時に請負金額相当額を付保する。				◎ 細骨材としてフェロニッケルスラグ使用(できる・(できない))。
	◎ 保険終期	6. 工事車両用駐車場	◎ 同用地は敷地内とする。但し、施設管理者と協議すること。		
	工事完成期日に14日を加えた期日とする。	資材置場			◎ 細骨材に含まれる塩化物量は、NaCl換算で0.04%以下とする。
	なお、工期延伸した場合には、保険の期間も延長すること。	現場事務所用地等			◎ コンクリート中の塩化物量は、0.3kg/m³以下とし、試験方法は標仕6.5.4による。
	◎ その他				◎ 試練りは(行う・(行わない))。
	(1) 建設工事保険に付保した場合は、火災保険に付保したものとみなす。	7. 仮設トイレの洋式化	 ◎受注者は当初請負対象金額(設計金額)1千万円以上7千万円未満の工事において、仮設トイレを設置する		◎ 所要空気量は4.5%±1.5%とする。
		7. 以放下1 レの/4 丸16			◎ 受注者は、コンクリートの使用にあたってアルカリ骨材反応を抑制するため、次の3つの対策の中のいずれか1つについて確認をとらなければなら
	(2) 付保する時期以降に出来高払いを行う場合は、請負者は保険契約の証券の写しを出来高払いの書類に添付すること。		場合、原則として「洋式トイレ」を設置しなければならない。		ない。
			ただし、特段の理由がある場合はこの限りでない。		(1) コンクリート中のアルカリ総量の抑制
13. 室内空気中の化学物質	◎ 建物の用途により以下の物質の室内濃度を測定すること。		◎受注者は当初請負対象金額(設計金額)1千万円以上7千万円未満の工事において、現場代理人または		アルカリ量が表示されたポルトランドセメント等を使用し、コンクリート1m [®] に含まれるアルカリ総量をNa ₂ 0換算で3.0kg以下にする。
の濃度測定	学校:ホルムアルデヒド・トルエン・キシレン・パラジクロロベンゼン・スチレン・エチルベンゼン		主任技術者が女性の場合、設置する仮設トイレは、「快適トイレ」を 標準とする.		(2) 抑制効果のある混合セメント等の使用
	学校以外:ホルムアルデヒド・トルエン・キシレン・スチレン・エチルベンゼン		ただし、特段の理由がある場合は、この限りでない。		
	採取器具は受注者にて用意すること。		◎受注者は、 当初請負対象金額(設計金額)7千万円以上の工事において仮設トイレを設置する場合。		JIS R 5211高炉セメントに適合する高炉セメント [B種またはC種] あるいはJIS R 5213フライアッシュセメントに適合するフライアッシュセメ
	測 定 対 象 室 測定箇所数		原則として「快適トイレ」を設置しなければならない。		ント[B種またはC種]もしくは混和材をポルトランドセメントに混入した結合材でアルカリ骨材反応抑制効果の確認されたものを使用する。
	会議室、作業室 2		ただし、特段の理由がある場合はこの限りでない。		(3) 安全と認められる骨材の使用
	大麻主、17米主 2		でたし、特殊の生田がある場合はこの成りでない。 ○受注者は、仮設トイレを設置した場合、「仮設トイレ設置報告書」を監督員に提出しなければならない。		骨材のアルカリシリカ反応性試験(化学法またはモルタルパー法)の結果で無害と確認された骨材を使用する。
			♥ スペロット MOXI ア C ME O C では、・ MOXI 「 P ME 板目音」 C 重目具に変出しなけれるなりない。		試験方法は、JIS A 1145骨材のアルカリシリカ反応性試験方法(化学法)またはJIS A 5308(レディミクストコンクリート)の付属書7「骨材のアル
	別定は、次のいずれかにより行う。		〇洋式トイレとは、和式トイレの便座部分を洋式化したトイレのこと.		カリシリカ反応性試験方法(化学法)」、JIS A 1146骨材のアルカリシリカ反応性試験方法(モルタルパー法)またはJIS A 5308(レディミクスト
	・住宅の品質確保の促進等に関する法律に基づく評価方法基準(平成13年 国土交通省告示第1347号)第56-3(3)「ロ 測定の方法」において定められた		O快適トイレとは、洋式トイレのうち、防臭対策・施錠の強化などが実施された。		コンクリート)の付属書8「骨材のアルカリシリカ反応性試験方法(モルタルパー法)」による。
	方法		女性が利用しやすい仮設トイレのこと。		◎混和材料を使用する場合の種類は標性6.3.1(d)によることとし、監督員の承諾を受けること。
	○パッシブ型採取機器を用いる方法				
	パッシブ型採取機器を用いる場合は、次の要領により行う。	草項目	特 記 事 項	4. レディミクストコン	◎ 工事開始に先立ち、工場を選定し、監督職員の承諾を受ける。
	(1) 30分間換気	三 (1) (土、地業工事)		4. レディミグストコン	○ 一丁四点についよう、上面に足にく、三百株式マケ部に入りる。
	測定対象室のすべての窓及び扉(造り付け家具、押入等の収納部分の扉を含む)を開放し、30分換気する。	ー _音 1. 根切り	◎ 周辺の状況、土質、地下水の状態等に適した工法を採用し、工事中の異常沈下、法面の滑動、その他による災害が発生しないよう、災害防止上必要な	フリードF工場の相定	
	(2) 5時間閉鎖	*	処置をすること。		
	(1)の後、測定対象室の全ての窓及び扉を5時間閉鎖する。ただし、造り付け家具、押入等の収納部分は解放したままとする。	抠	◎ 敷地内に埋設が予想される設備配管類等について十分調査し、支障がないようにすること。	5. 型枠	◎ 型枠は、((県産木製型枠)・ 合板 ・ 金属製 ・ 樹脂系 ・ 打込み型枠 ・ ブロック)とする。
	(3) 測定	*	● 根切り底は、地盤をかく乱しないよう、手作業(深さ30m程度)とするか、パケットに特殊アタッチメントを取りつけた機械堀りとする。なお、かく乱		型枠の種別 仕上げ種別 塗装の有無 材質 厚さ 適用箇所
	1 (2) の状態のままで測定する。		● 仮切り居は、地密とかべれしないよう、千斤米(水とめい間を戻)とするか、パイクトに行味プラウテメントと取りづけた機構地でとする。なの、かべれした場合は、自然地盤と同等以上の強度となるように適切な処置を定め、監督職員の承諾を受ける。		県産木製型枠 - なし - 12 土間(LGS下地立上部)
		= 2 H++			
	ロ 測定時間は、原則として24時間とする。ただし、工程等の都合により24時間測定が行えない場合は、8時間測定とする。なお、8時間測定の	尹 (2. 饼水	◎ 工事に支障を及ぼす雨水、わき水等は、適正な排水溝、集水ます等を設置し、支障がないようにすること。		
	場合は午後2時~3時が測定時間の中央となるよう、10時30分~18時30分までの時間帯で測定する。	I			
	ハ 測定回数は1回とし、複数回の測定は不要とする。	3. 埋め戻し及び盛土	◎ 使用主は(A種 ・ B種)・ C種 ・ D種)とし、機器により締め固める。		
	※(1)、(2)、(3)において、換気設備又は空気調和設備は稼働させたままとする。ただし、局所的・な換気扇等で常時稼働させないものは停止				
	させたままとする。	4. 建設発生土の処理	◎ 原則、場内敷きならしとする。		
	(4) 測定結果の提出		◎ 民間の残土処分場等へ搬出する場合は「徳島県生活環境保全条例」によることとし、建設発生土の発生場所ごとに、かつ4,000立方メートルまでごと		
	測定後、測定結果を監督員に提出すること。		に1回採取して、土壌検査を行うこととする。その他、「特定事業の許可に係る土壌検査及び水質検査の実施における留意点」による。		
			に四次なりて、工場代置と11プロととよりな。てか他、「行足争来の計判に求る工場代置なびが見代置の失能における自思無」による。 ただし、建設発生土の公共工事間の利用を行う場合で、担当者相互の同意が取れた場合には、分析の必要はない。		
	○別合は爾北爾井米風小の他創建す切コマリナ組入は、数年至ナが今」、近年からは東土確立上が				
	◎測定結果が厚生労働省の指針値を超えていた場合は、発散源を特定し、換気等の措置を講じた後、		◎ 土壌検査を行った結果、条例の基準に適合しない場合には、監督員と協議すること。		
	再度測定を行う.		1		AMTER '
			●工事名		●図面番号 本館改修工事建築 B-02 ■
			心山大大工工师作目相称	業用水道 松・長岸 管理	Komatsu de rezade l
			●図面名		●縮尺 Architect 自任建業工
				特記仕様書-2	
	<u> </u>				







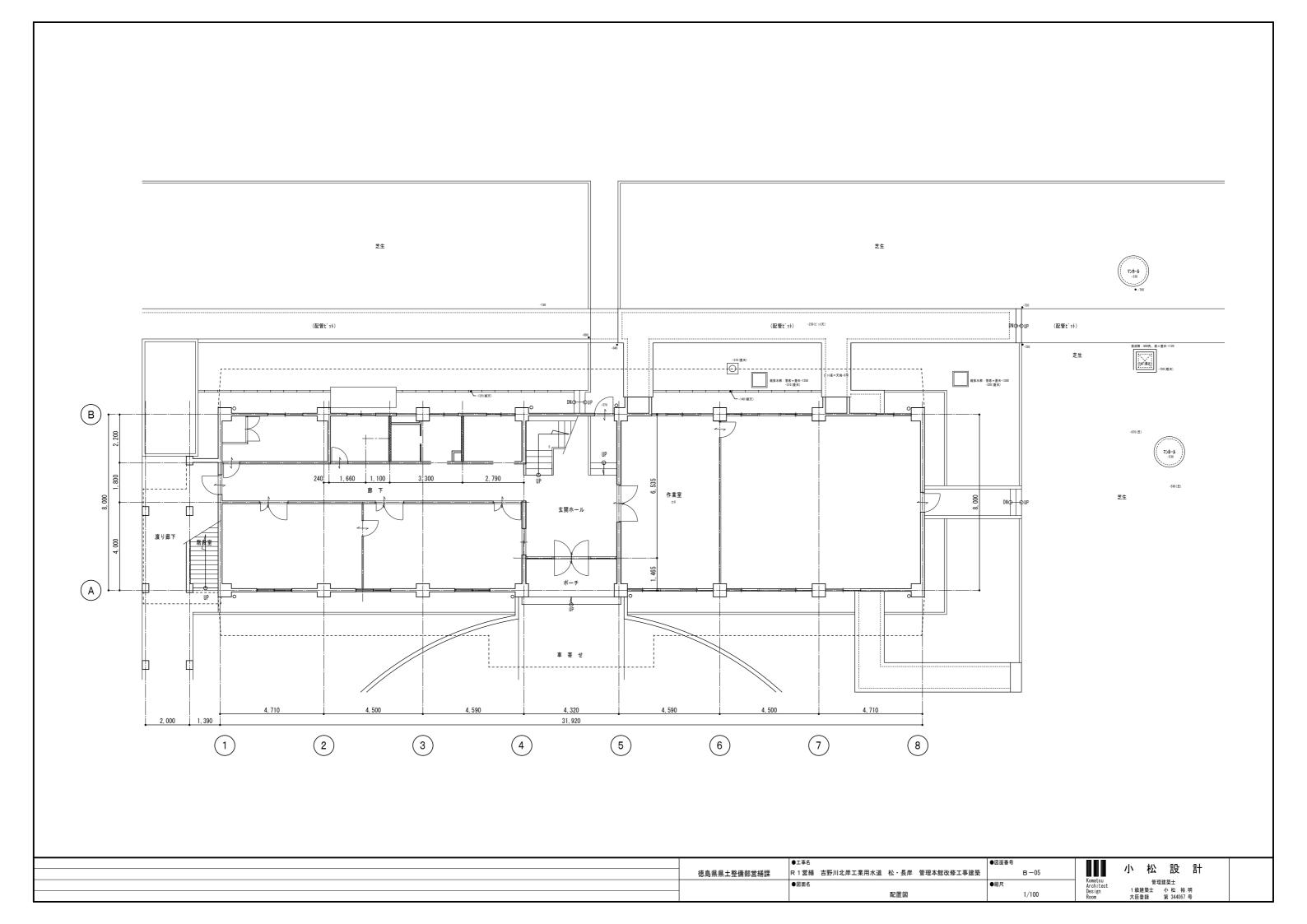
小 松 設 計

管理建築士 1級建築士 小 松 裕 明 大臣登録 第 344067 号

R 1 営繕 吉野川北岸工業用水道 松・長岸 管理本館改修工事建築 B-04

付近見取図、全体配置図

1/700

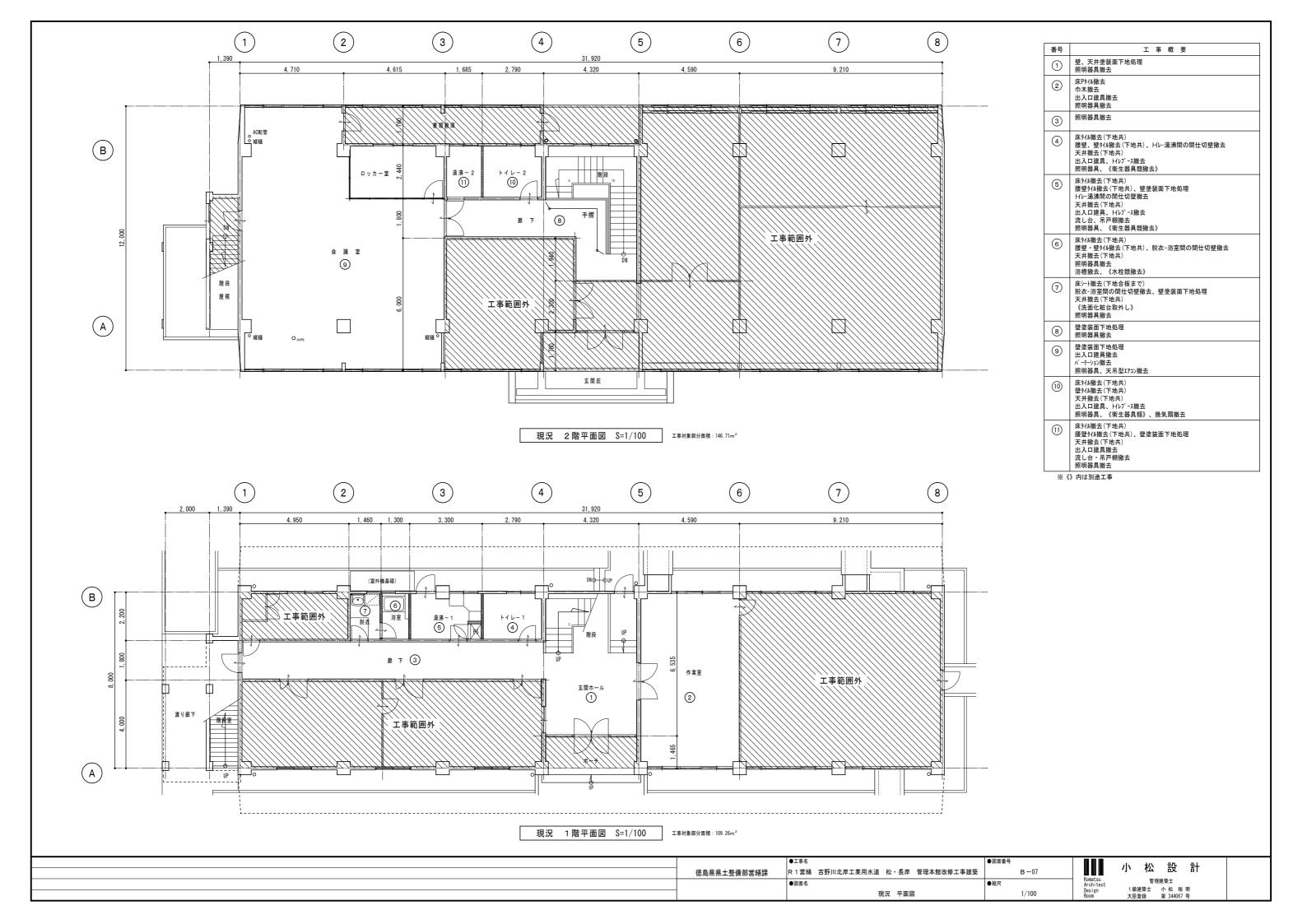


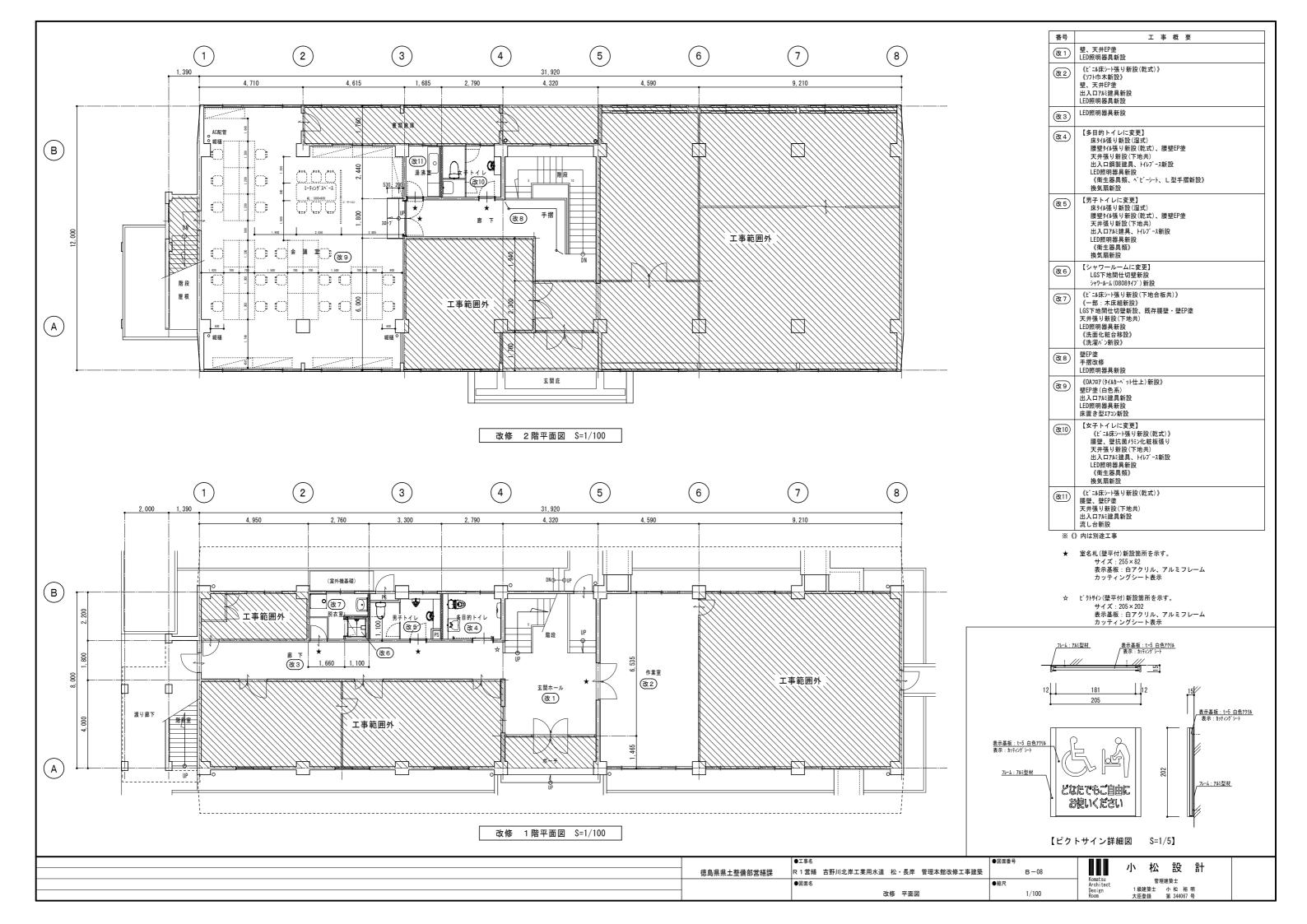
内部仕上表

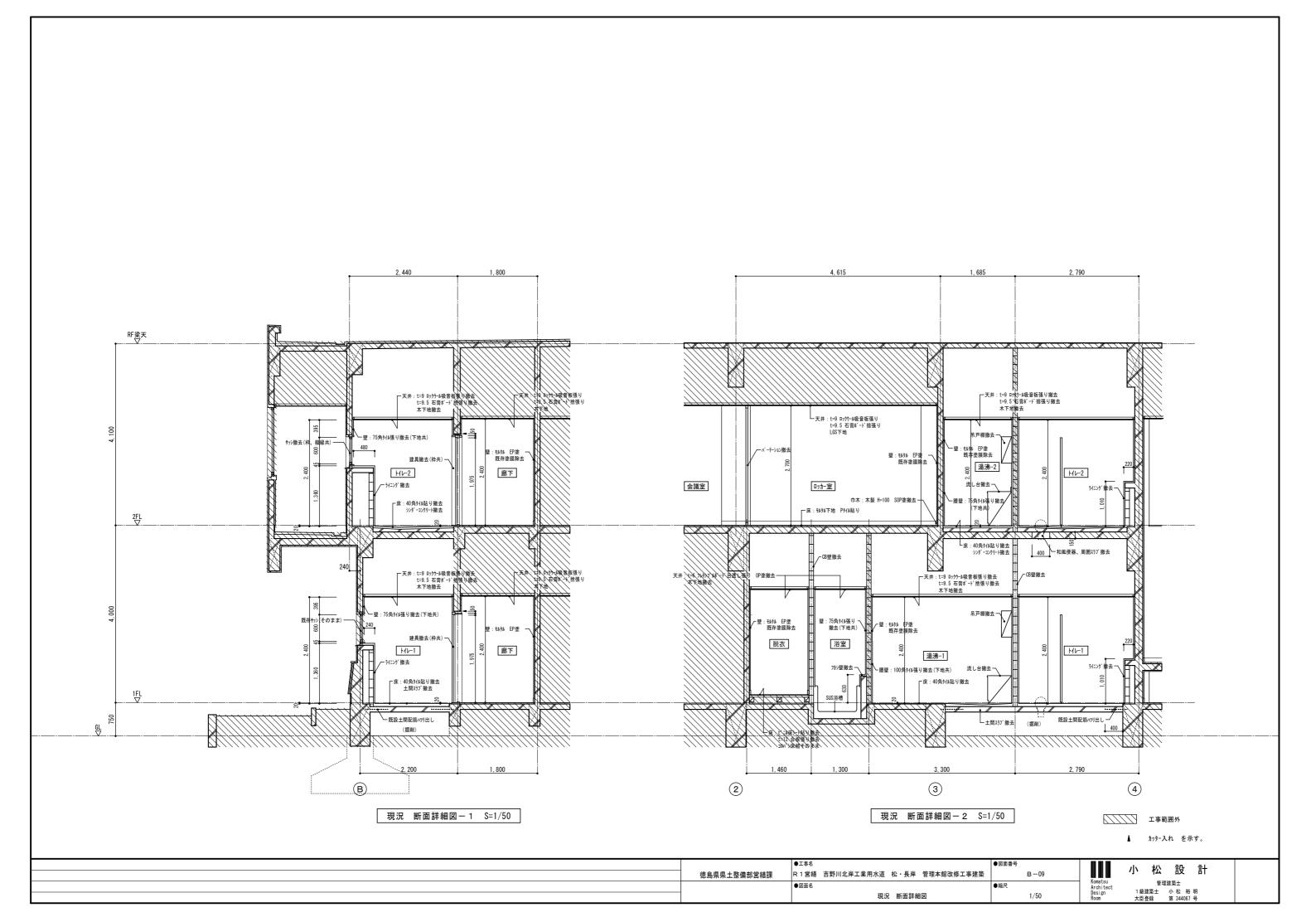
	_				
数 室名	区分 床	巾 木 腰 壁	壁	天 井	備 考
皆 玄関ホール 階段	現況		同左	t=9 ロックウール吸音板 木下地 t=9.5 石膏ボード捨張り	照明器具 (撤去)
	改修	既存面下地調整 EP塗	同左	★´-ド面下地調整 EP塗	LED照明器具(新設)
作業室	現況 モルタル下地 Pタイル張り (撤去)	木製 H100 SOP塗	同左同左	t=9 ロックウール吸音板 木下地 t=9.5 石膏ボード捨張り	出入口木製建具(撤去) 照明器具(撤去)
	改修 下地調整 ピニル床シート貼り (別途工事)	撤去跡和/排権(別途工事) 既存面下地調整 EP塗 一部:下地調整 SOP塗		术'-ト'面下地調整 EP塗	出入口7%之製建具(新設) 壁平付室名札(新設) LED照明器具(新設)
廊下	現況				照明器具 (撤去)
	改修				LED照明器具(新設)
トイレー1	現況 モルタル下地 40角タイル張り (撤去、土間スラプ撤去)		同左	t-9 ロックウール吸音板 ホ下地 t=9.5 石膏ボード捨張り	照明器具(撤去) 《衛生器具類一式(撤去)》
多目的トイレ	改修 tルラル下地 100角タイル張り t=120 土間スラブ復旧	モルタル下地 100角タイル張り h=1400 一部:t=12.5 セメントボード下地	UNN下地 EP塗 一部: t=12.5 セメントボード下地 EP塗	t=9 ロックウール吸音板 LGS下地 t=9.5 石膏ポード捨張り	出入口軽量鋼製スライドドア (新設) 壁平付ピクトサイン (新設) LED照明器具 (新設) 換気扇 (新設) 《手洗器、洋風大便器(車いす対応)、多目的手摺、ペピーシート、ペーパータルルルダー (新設)》
湯沸-1	現況 モルタル下地 40角タイル張り(撤去、土間スラプ撤去)			t-9 ロックウール吸音板 ホ下地 t=9.5 石膏ボード捨張り	出入口木製建具(撤去) 照明器具(撤去)
男子トイレ	改修 tルウル下地 100角ウイル張り t=120 土間スラブ復旧	モルタル下地 100角タイル張り h=1200 一部:t=12.5 セメントボード下地	モルタル下地 EP塗 既存面下地調整 EP塗 一部: t=12.5 tパントポート。下地 EP塗	t=9 ロックウール吸音板 LGS下地 t=9.5 石膏ポード捨張り	出入口7ルミ製建具(新設) 壁平付室名札(新設) LED照明器具(新設) 《手洗器、小便器、洋風大便器、ペ-パータオルホルダー(新設)》 換気扇(新設)
浴室	現況 モルタル下地 25角モザイクタイル張り (そのまま)		同左	t=6 フレキシプルボード目透し張り 木下地 (撤去)	照明器具(撤去) 《水栓(撤去)》 浴槽(撤去)
シャワー室	改修 ジャワーユニット 08089イブ				
脱衣	現況 t=12 合板 t゚ニル床シート貼り(撤去) 木床組	木製 H100 SOP塗	同左	t=6 フレキシプルボード目透し張り 木下地 (撤去)	《洗面化粧台(移設)》
脱衣室	改修 t=12 構造用合板 ピニル床シート貼り(別途工事) 一部:木床組新設(別途工事)	撤去跡モルクル補修 (別途工事) 既存面下地調整 EP塗 一部: モルクル下地及び、LGS65下地 t=12 ケイカル板 EP塗	同 左	t=6 珪酸加が加板目透し張り EP塗 LGS下地	壁平付室名札(新設) 《洗濯パン 740×640(新設)》
皆 階段 廊下	現況		同左		照明器具(撤去)
	改修	既存面下地調整 EP塗	同 左	<u></u>	
会議室ロッカー室	現況 モルタル下地 Pタイル張り (そのまま)	木製 H100 SOP塗 (脱存塗膜除去) (撤去)	同左		出入口木製建具(撤去) パーテーション(撤去) 照明器具(撤去) 天吊型エブコン(撤去)
会議室	改修 0A707 94ルカーペット仕上 (別途工事)	撒去除ti/bit補修(別途工事) りフト巾木 H100(別途工事)	同 左		出入口7に製建具(新設) 壁平付室名札(新設) LED照明器具(新設) 床置型エフコン(新設)
トイレー2	現況 モルタル下地 40角タイル張り (撤去、シンダーコンクリート撤去)		同左	t=9 ロックウール吸音板 木下地 t=9.5 石膏ボード捨張り	出入口木製建具(撤去) 照明器具(撤去) 《衛生器具類一式(撤去)》 換気扇(撤去)
女子トイレ	改修 t'-ル床シート貼り(別途工事) 乾式床組 t=12 構造用合板二重張り(別途工事)	77ト巾木 H100 (別途工事) t=3 抗菌メラミン化粧板張り タイル散去跡モルタル補修	同 左 同 左	t=9 ロックウール吸音板 LGS下地 t=9.5 石膏ポード捨張り	出入口7ルミ製建具(新設) 壁平付室名札(新設) LED照明器具(新設) 《手洗器、洋風大便器、掃除流し、ペーパーウォルルルダー(新設)》 換気扇(新設)
湯沸-2	現況 モルタル下地 40角タイル張り (撤去、シンダーコンクリート撤去)		モルケル下地 EP塗(既存塗膜除去)	t=6 フレキシプルボード目透し張り 木下地 (撤去)	出入口木製建具(撤去) 流し台、吊戸棚(撤去) 照明器具(撤去)
湯沸室	改修 ピール床シート貼り(別途工事) 乾式床組 t=12 構造用合板二重張り(別途工事)	77ト中木 H100 (別途工事) タイル撤去跡モルタル補修 EP塗	既存面下地調整 EP塗 944撤去跡刊分4補修 EP塗	t=6 珪酸カルシウム板目透し張り EP塗 LGS下地	出入口7ルミ製建具(新設) 壁平付室名札(新設) 流し台(新設) LED照明器具(新設)

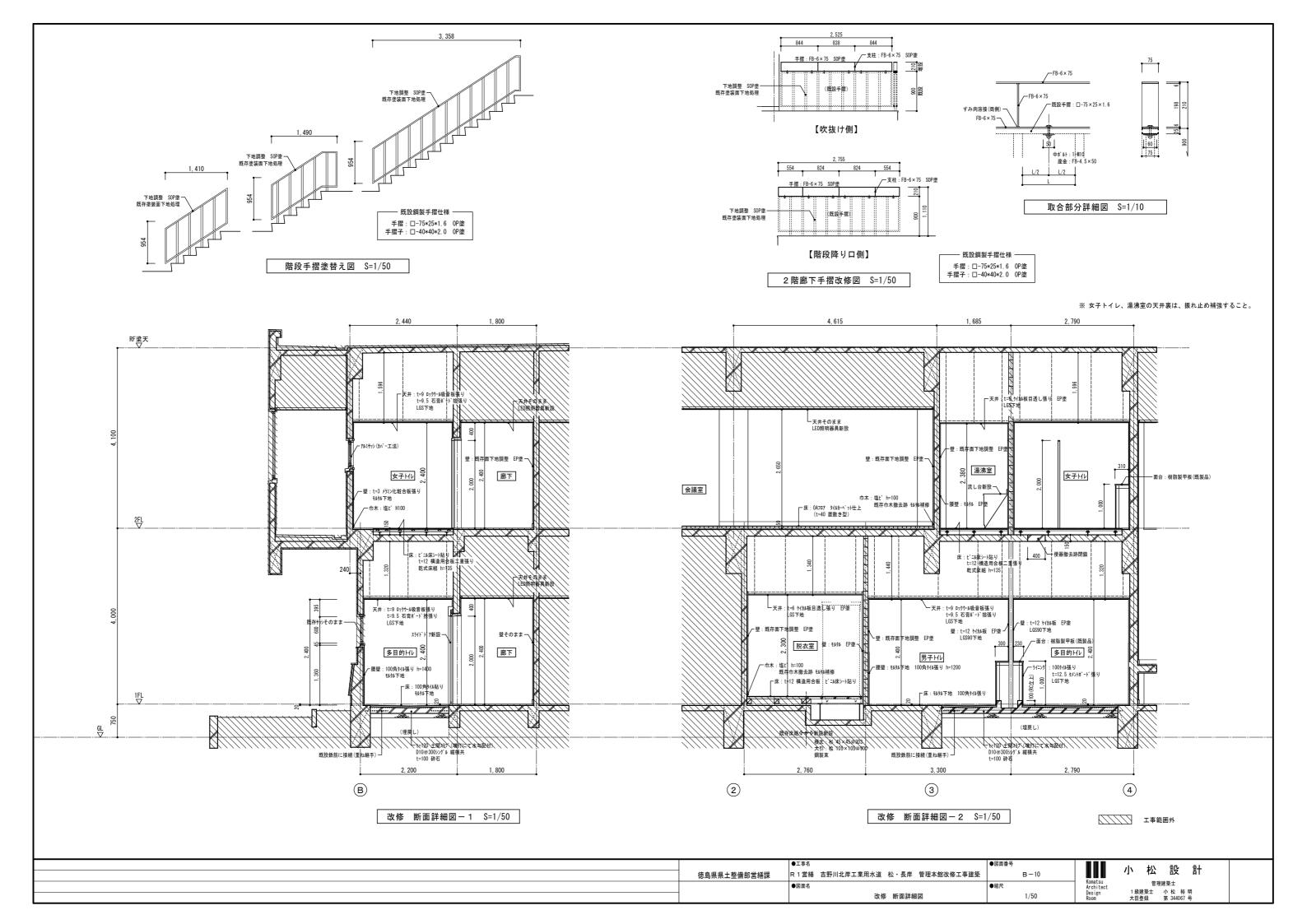
※備考欄《》内は別途工事

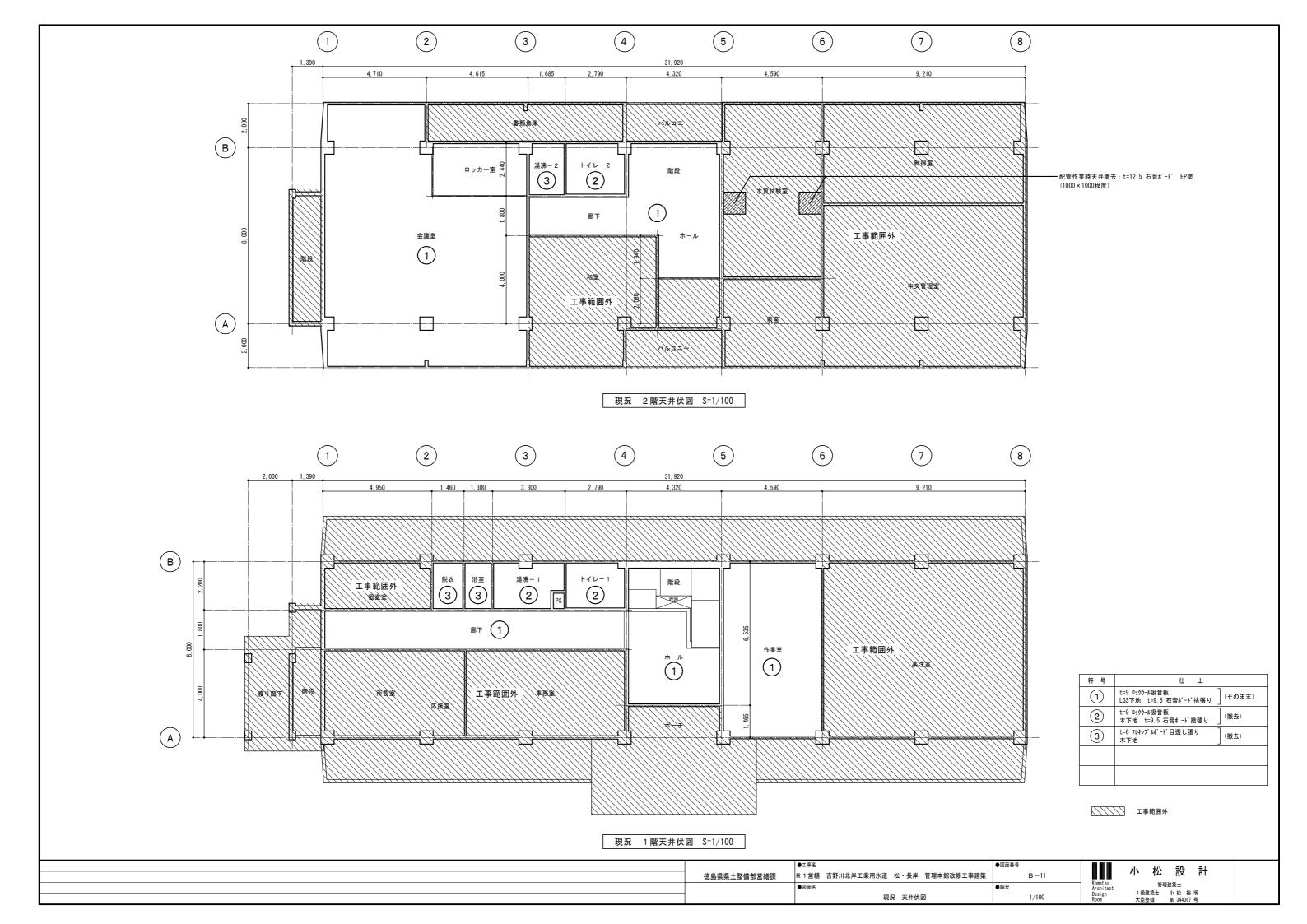
	●工事名	●図面番号	.i. 40 =n. =1
徳島県県土整備部営繕課	R 1 営繕 吉野川北岸工業用水道 松・長岸 管理本館改修工事建築	B-06	┃┃┃ 小 松 設 計
	●図面名	●縮尺	Komatsu 管理建築士 Architect Design 1級建築士 小松 裕明
1	内部仕上表	-	Design

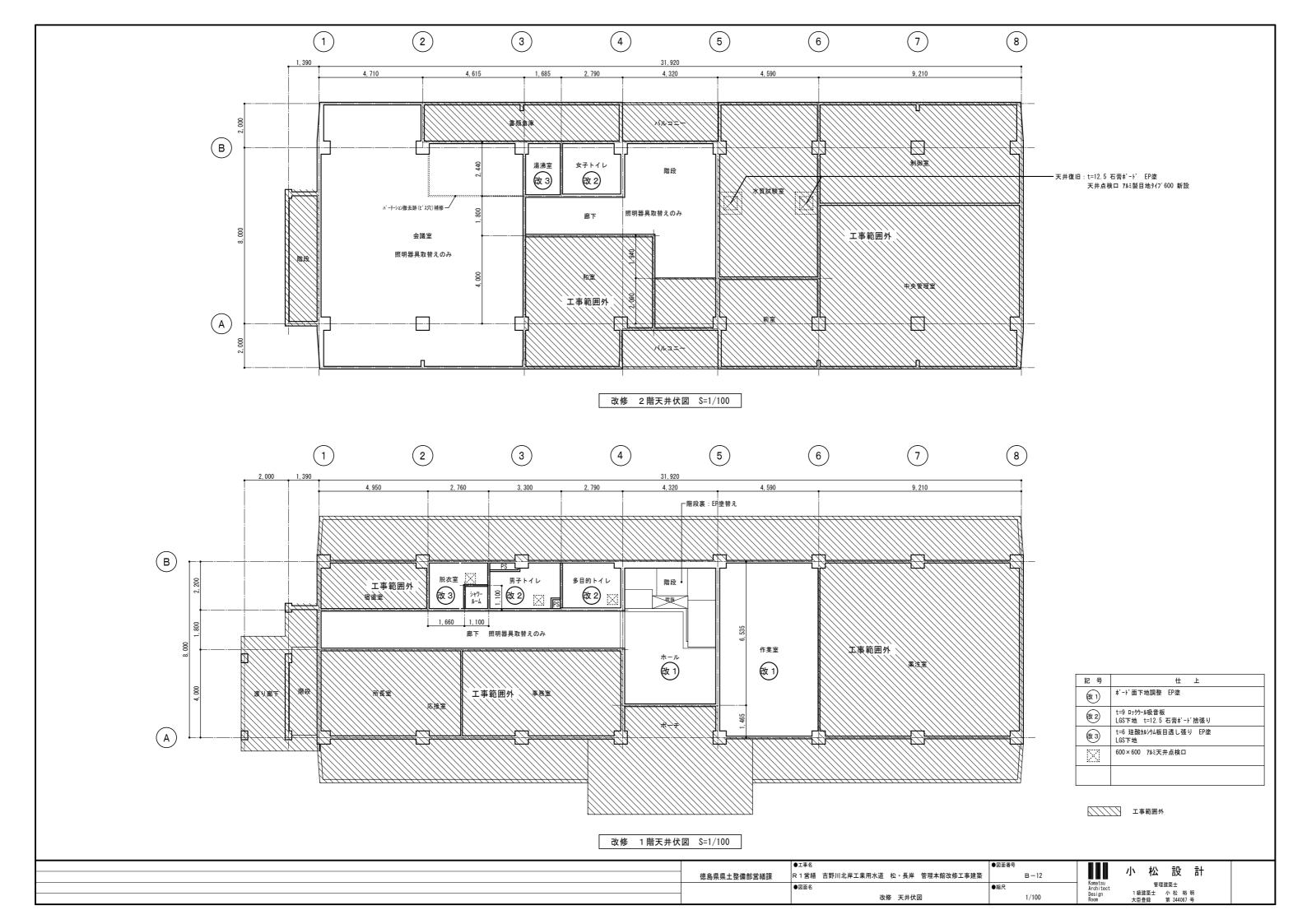


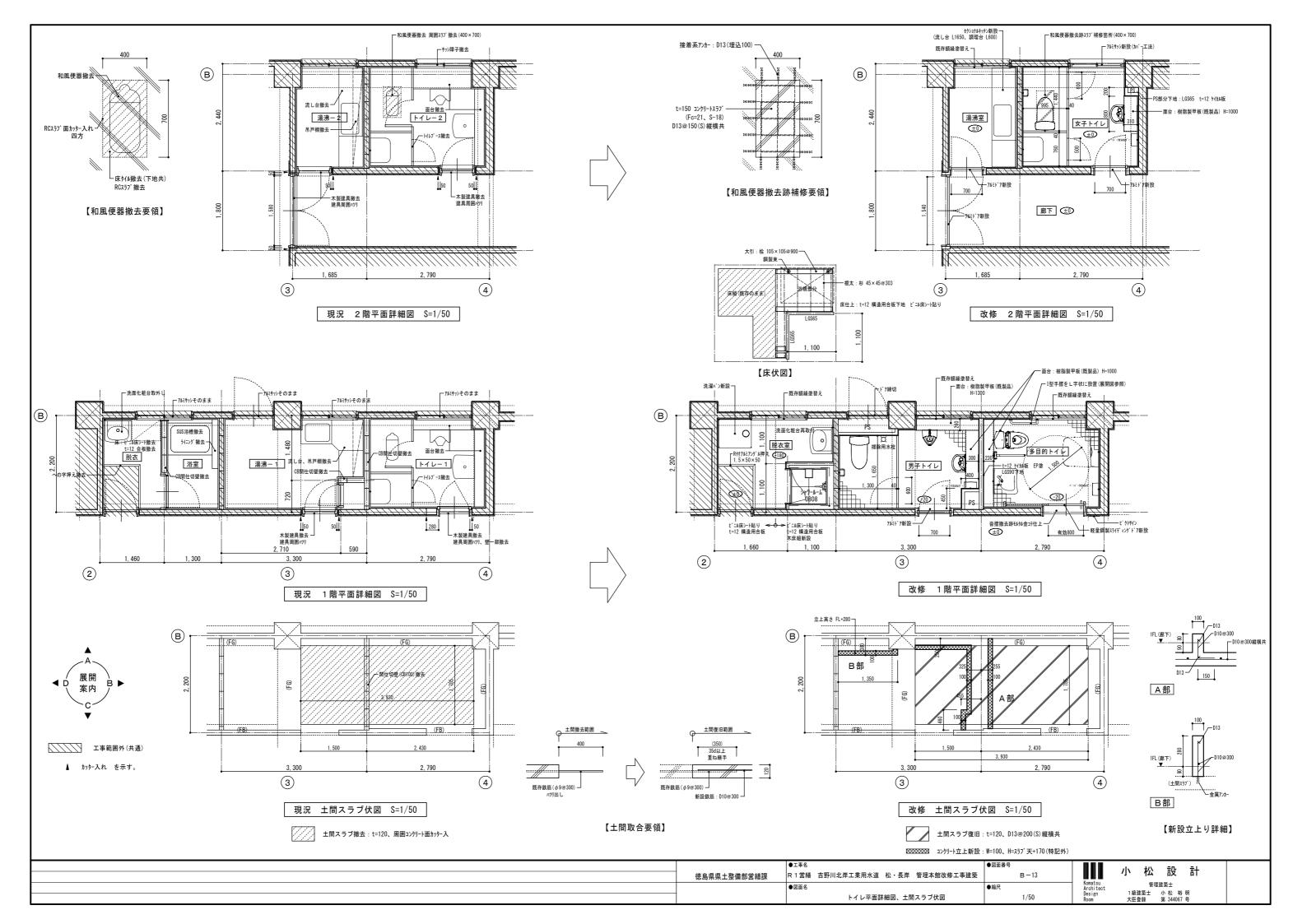






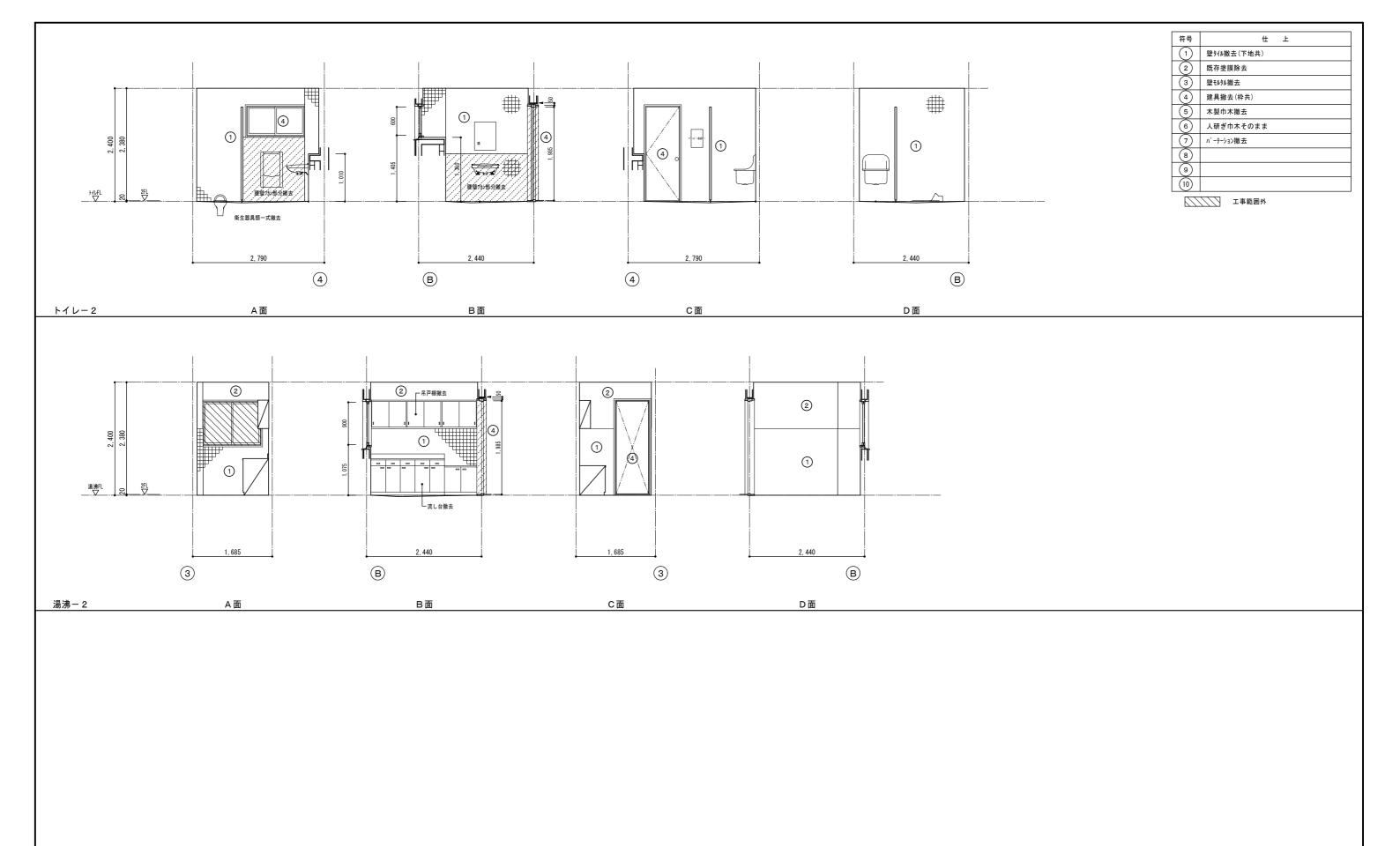




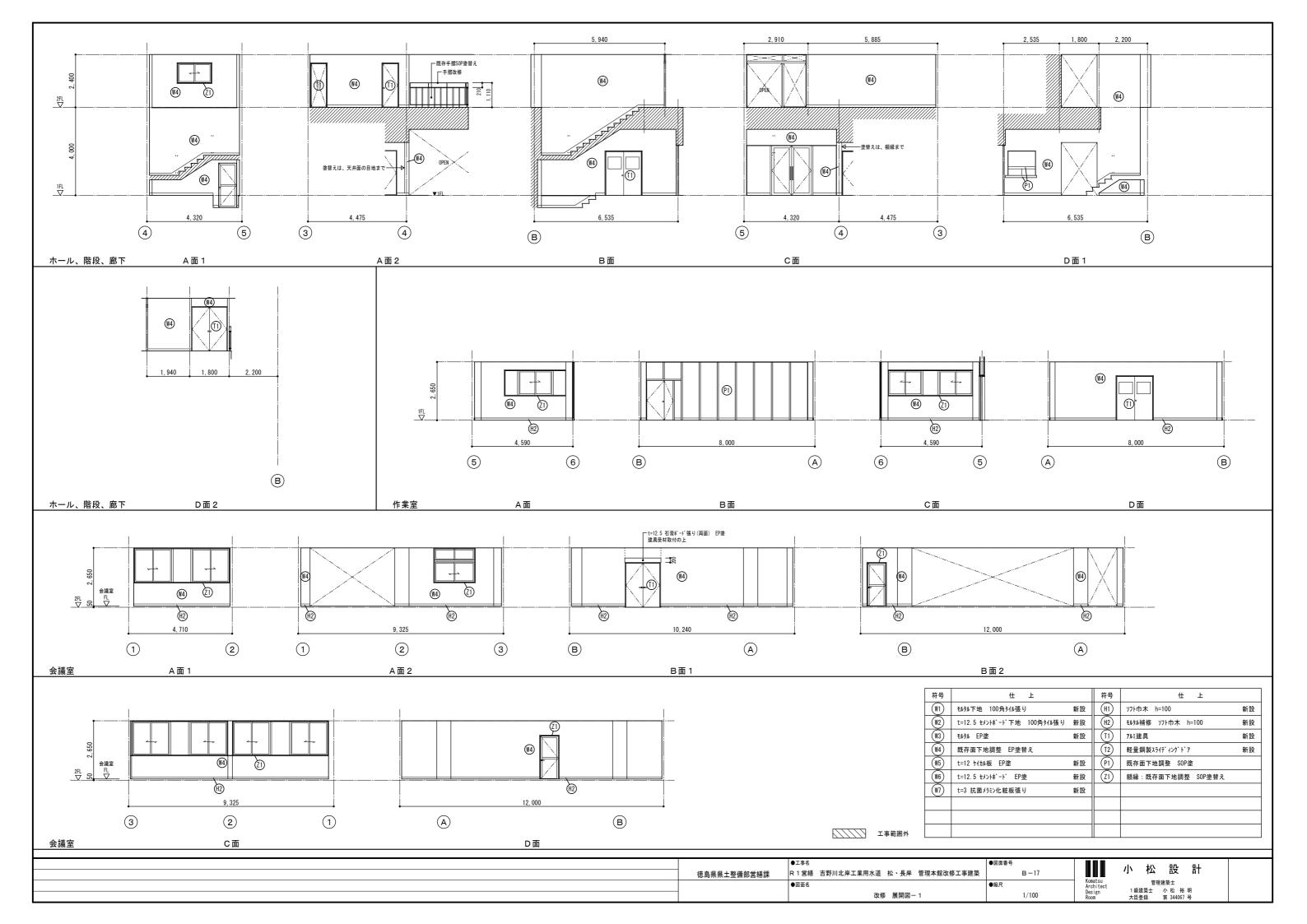




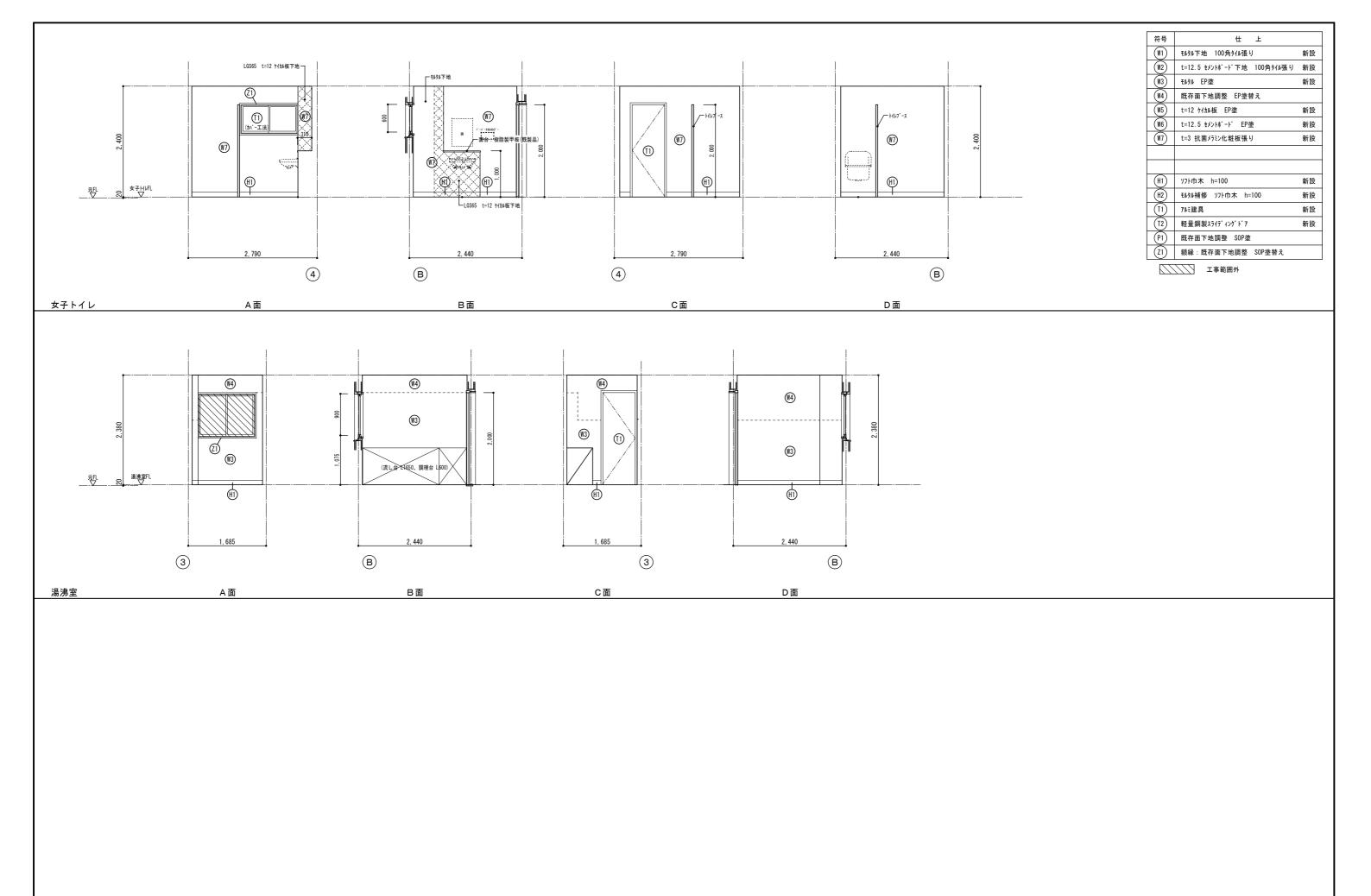




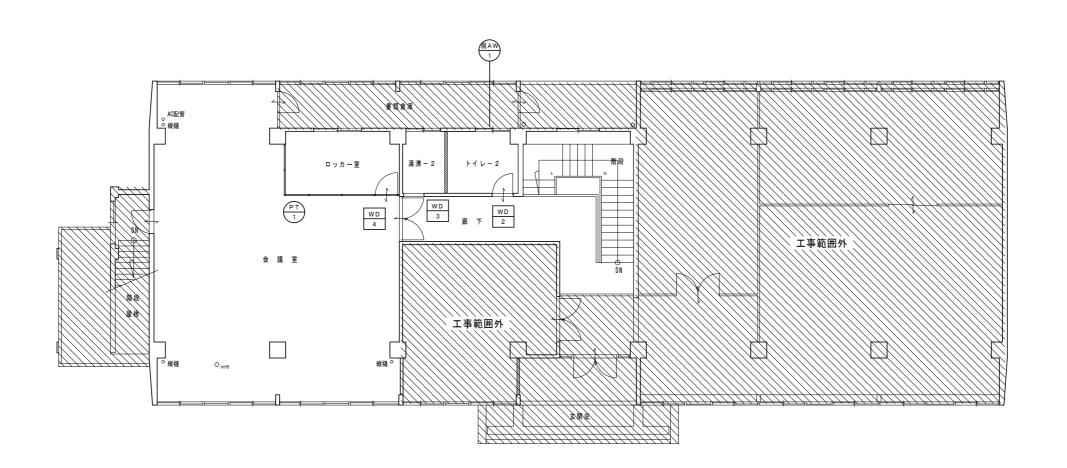
	●工事名	●図面番号	▮▮ 小 松 設 計
徳島県県土整備部営繕課	R 1 営繕 吉野川北岸工業用水道 松・長岸 管理本館改修工事建築	B-16	
	●図面名	●縮尺	Komatsu 管理建築士 Architect 1級建築士 小 松 裕 明
	現況 展開図ー3	1/50	Room 大臣登録 第 344067 号



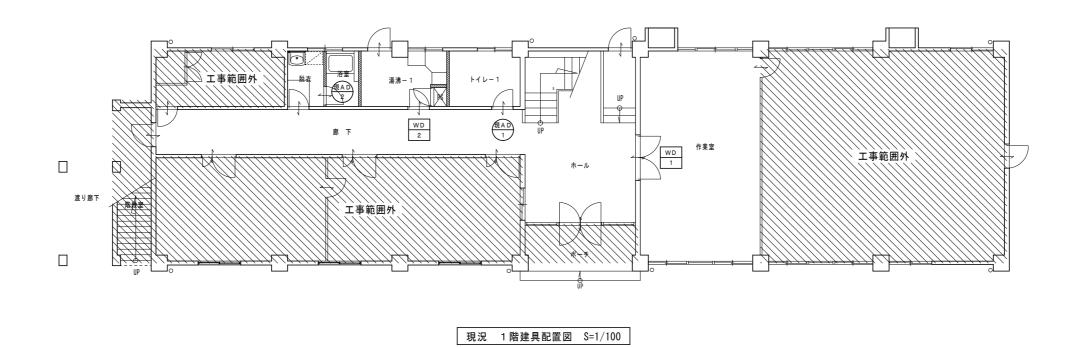




	●工事名	●図面番号	■■
徳島県県土整備部営繕課	R 1 営繕 吉野川北岸工業用水道 松・長岸 管理本館改修工事建築	B-19	▮▮ 小 松 設 計
	●図面名	●縮尺	Komatsu 管理建築士 Architect 一 Design 1 級建築士 小 松 裕 明
	改修 展開図ー3	1/50	Design



現況 2 階建具配置図 S=1/100



徳島県県土整備部営繕課

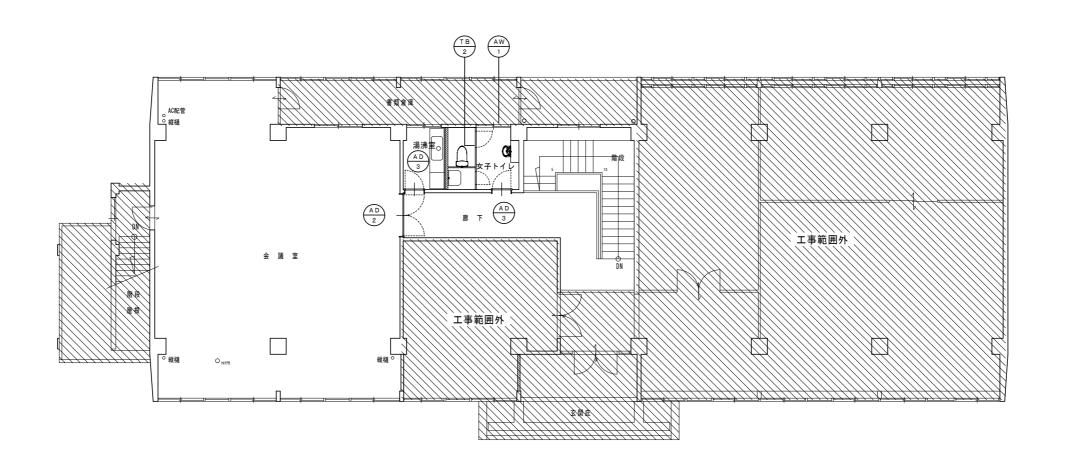
●図面名

R 1 営繕 吉野川北岸工業用水道 松・長岸 管理本館改修工事建築

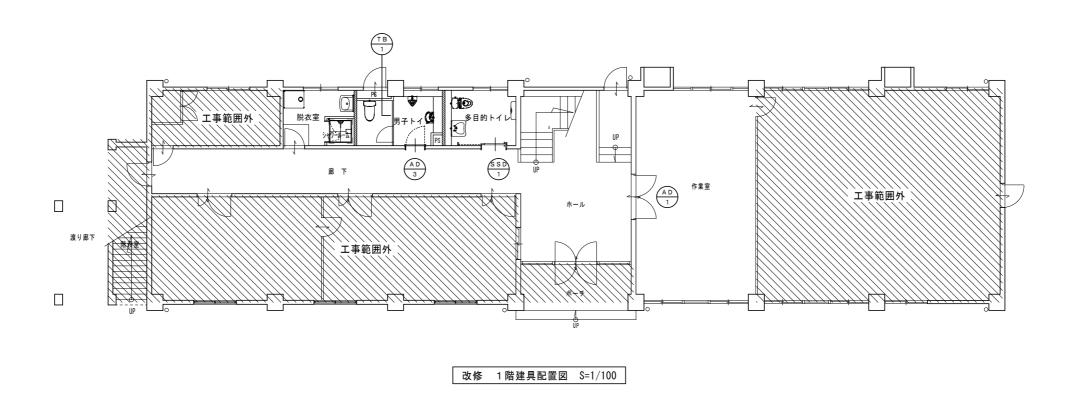
現況 建具配置図

小 松 設 計

管理建築士 1級建築士 小松裕明 大臣登録 第 344067 号



改修 2 階建具配置図 S=1/100



- - 徳島県県土整備部営繕課	●工事名 R 1 営繕 吉野川北岸工業用水道 松・長岸 管理本館改修工事建築	●図面番号 B - 21	▮▮ 小 松 設 計
	●図面名	●縮尺	Komatsu 管理建築士 Architect 1 級建築士 小 松 明
1	改修 建具配置図	1/100	Design - 級建架工 - 小 松 - 竹 - 明 Room - 大臣登録 - 第 344067 号

現況 建具リスト

	_							
記号・数量	- (現AD) × 1	製AD × 1	(₹AW) × 1	WD x 1	WD × 2	WD x 1	WD x 1	(PT) × 1
	撤去	撤去	撤去	撤去	撤去	撤去	撤去	撤去
形状	1.975	1,730	\$ 1,200 L	1 985	586 1	枠のみ	1.985	2,700
	630	700		1,620	700	700	1,560	50 890 890 860 1,170 1,170 860 50 50 1,930 4,310
場所	トイレー1	浴室	トイレー2	作業室	湯沸-1、トイレ-2	湯沸-2	会議室	会議室
形 式	アルミ片開きドア	アルミ片開きドア	アルミ引違い窓	両開きドア	片開きドア	両開きドア	両開きドア	アルミパーテーション
見 込	40	40	70	36	36	36	36	50
材質・仕上	アルミ	アルミ	アルミ	木製	木製	木製	木製	アルミ
硝 子	F-4	F-4	F-4	F-4	F-4	F-4	F-4	-

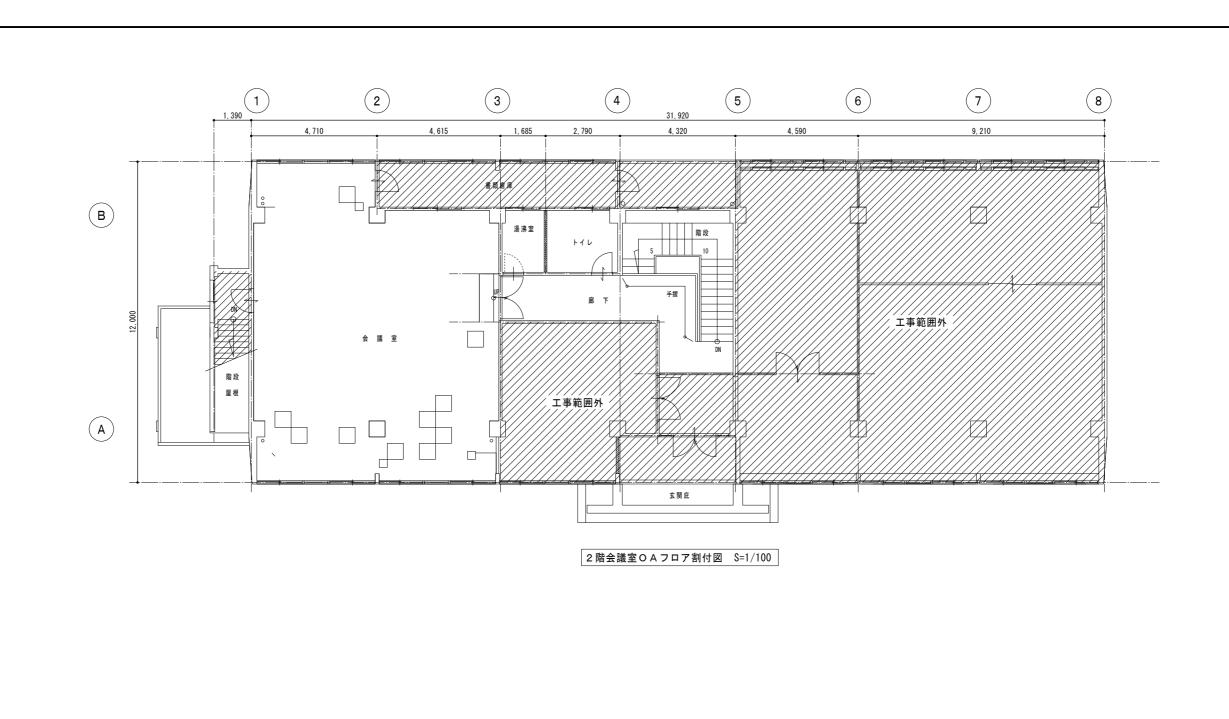
改修 建具リスト

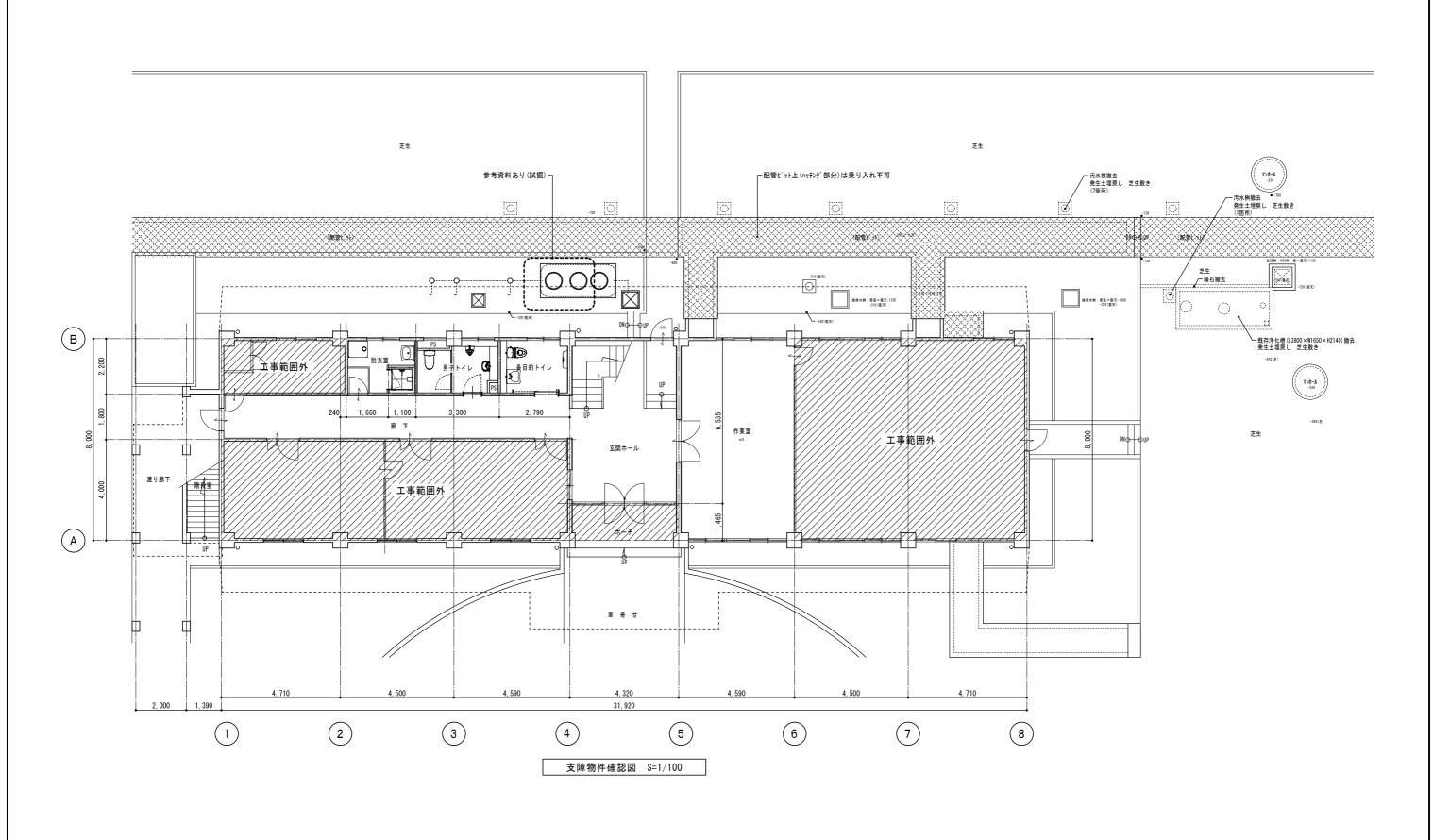
	-							
記号・数量	(SSD) × 1	(AD) x 1	(AD) x 1	(AD) x 3	AW x 1	(TB) x 1	(TB) x 1	
形状	新設 800 7 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	新設	新設	新設 700 700	新設 ### 000 1,200 既存枠	新設	新設 98 740 800 100 2,240	
場所	多目的トイレ	作業室	会議室	男子トイレ、女子トイレ、湯沸	女子トイレ	男子トイレ	女子トイレ	
形式	自閉式スライディングドア (外付)	両開き框ドア	両開き框ドア	カチャイン、メチャイン、 <i>海が</i> 片開き框ドア	アルミ引違い窓(カバー工法)	トイレブース (巾木型)	トイレブース(巾木型)	
見込	80	70 70	70	70	70	18	40	
材質・仕上	鋼製・焼付塗装	アルミ	アルミ	アルミ	アルミ	芯材:フェノール樹脂 表面:メラミン樹脂	メラミン樹脂	
硝 子	F-4	F-4	F-4	F-4	F-4	-	-	
	SUS沓摺、引棒、大型サムターン錠(表示錠)	DC、レパーハンドル、シリンダー錠(内部サムターン)	DC、レパーハンドル、シリンダー錠(内部サムターン)	DC、レバーハンドル、SUS沓摺	クレセント	表示錠、丁番、戸当り	表示錠、ケースハンドル、ヒンジ、戸当り	
金物	指詰め防止ゴム	フランス落し、SUS沓摺	フランス落し、SUS沓摺					
備考								
記号・数量								
形 状								
場所								
形式								
見 込								
材質・仕上								
硝 子								
金物			-					
備考								
					●工事名 徳島県県土整備部営繕課 R 1 営繕 吉	野川北岸工業用水道 松・長岸 管理本館改修工事建	● 図面番号 B — 22 Komatsu	小松設計

●図面名

建具リスト

●縮尺





- ◎ 受注者は、工事の施工箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物について工事(仮囲い等仮設材設置を含む)着手までに調査を行い、支障が存在する場合には、「支障物件確認書」を監督員に提出し、監督員の確認を受けてから工事着手すること。
- ◎ 受注者は、工事箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物に対し、支障を及ぼさないような措置を施さなければならない。万一、損傷を与えた場合は、ただちに監督員に報告するとともに、施設の運営に支障がないよう受注者の負担でその都度補修又は補償すること。
- ◎ 地下埋設物への影響が予想される場所では、施工に先立ち、原則として試掘を行い、当該埋設物の種類、位置(平面・深さ)、規格、構造等を確認しなければならない。

	●工事名	●図面番号	▮▮▮ 小 松 設 計
徳島県県土整備部営繕課	R 1 営繕 吉野川北岸工業用水道 松・長岸 管理本館改修工事建築	B-24	■■■ 小松鼓 前
	●図面名	●縮尺	ー Komatsu 管理建築士 Architect 14年第十 はいい W BB
	支障物件確認図	1/100	Room 大臣登録 第 344067 号